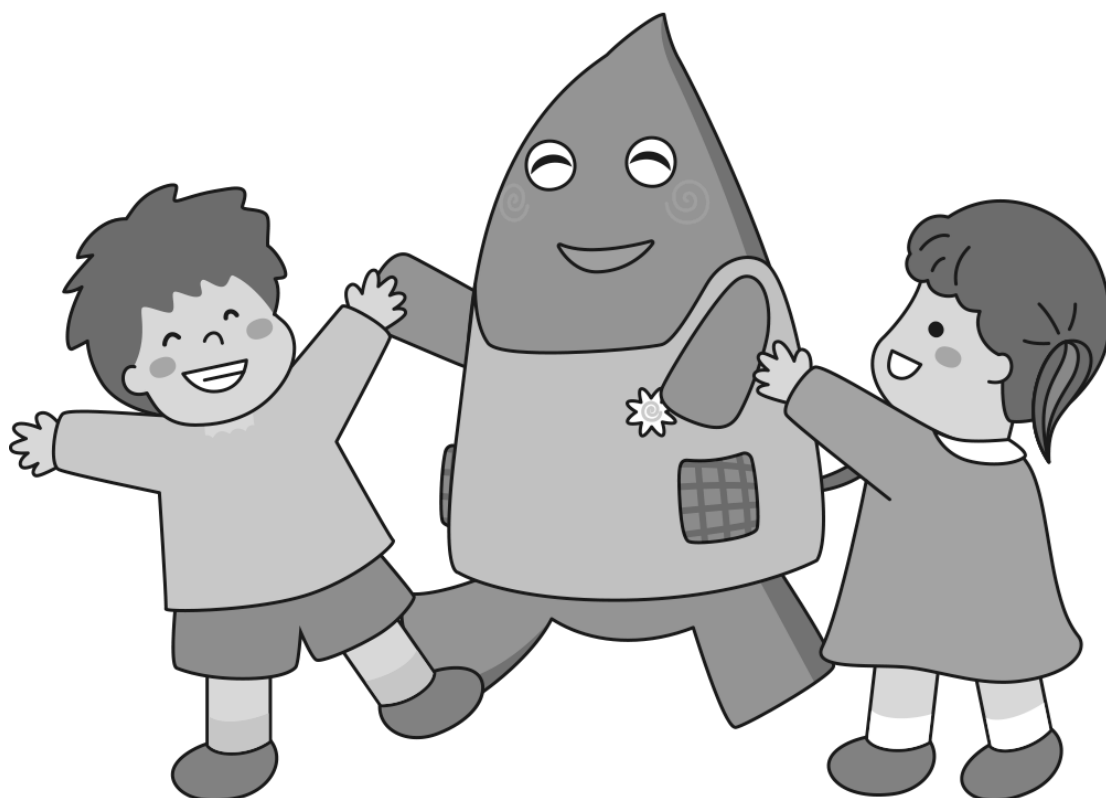


令和9年度

教育・保育施設等利用ガイド

このガイドには、大和市内の保育所等の利用申し込み、利用中の手続きや必要な書類などについて、重要なことを記載しています。必ずお読みいただき、ご理解のうえ、お申し込みください。



大和市イベントキャラクター ヤマトン

<目的別の索引>

- ・いつまでに申し込めばいいか知りたい : P. 3
- ・大和市にどんな保育園があるのか知りたい : P.22 ~ P.25
- ・保育園の定員や空き状況について知りたい : P.10
- ・申込書類等の入手方法を知りたい : P.10
- ・申込書類等の記入例について知りたい : P.42 ~ P.45
- ・申し込みの審査について知りたい : P.12 ~ P.14
- ・保育料について知りたい : P.17 ~ P.19
- ・育児休業について知りたい : P.38 ~ P.40
- ・転入/転出による申し込みについて知りたい : P.6 ~ P. 8
- ・その他の保育サービスについて知りたい : P.29 ~ P.32
- ・保育に関する相談をしたい（保育コンシェルジュ） : P.33

も く じ

1	保育とは	P 1	14	3 歳未満児の利用者負担額(保育料)について	P 17
2	保育の必要性の認定	P 1	15	利用者負担額(保育料)の階層区分	P 18
3	保育を提供する施設の種別	P 1	16	利用者負担額(保育料)の階層区分の決定等について	P 19
4	利用できる条件	P 2	17	幼児教育・保育の無償化について	P 20
5	申し込みのスケジュール等について	P 3	18	保育所等の退園について	P 21
6A	申し込みに必要な書類	P 4	19	大和市保育所等一覧	P 22
6B	転園申込に必要な書類(保育所等に在園中の方の申し込み)	P 5	20	大和市保育所等地図	P 25
6C	大和市外からの申し込み・ 大和市外の保育所等への申し込みに必要な書類	P 6	21	利用できる年齢が 2 歳までの施設について	P 26
			22	保育所の分園について	P 27
6D	郵送申込について	P 9	23	大和市認定保育施設一覧と保育料補助制度について	P 28
7	申し込み手続きに関する補足	P 10	24	その他の保育サービス	P 29
8	申し込みした内容に変更があった場合について	P 11	24	その他の保育サービス	P 29
9	利用調整の流れ	P 12	25	保育に関する相談窓口(保育コンシェルジュ)について	P 33
10	保育所等利用調整基準	P 13	26	Q&A	P 34
11	認定通知書について	P 15	27	申込書の記載方法	P 42
12	在園上の認定資格に係る諸注意	P 16	28	就労証明書の注意点	P 44
13	保育所等の利用の仕方について	P 16	29	申込書記入及び書類提出上の注意点	P 45

1 保育とは

- ・保育とは、子どもを育て保護し、健全な心身の発達を促すためのものです。保育園は、保護者がそうした保育を仕事や病気などの為に行えないとき、認可保育所/認定こども園(保育所機能部分)/地域型保育事業(これらを以降「保育所等※」という)で、保護者に代わってお子さんを保育するものです。
- ・保育所等でお子さんを預かる場合でも、お子さんに対する保育の基本的な責任は保護者にあります。

※本ガイド上において「保育園」という一般名詞表記がある場合は便宜上、すべて「保育所等」のこととして読み替えてください

2 保育の必要性の認定

- ・保護者が施設の利用を希望する場合は、市に保育の必要性の認定(以下、「教育・保育給付認定」という)を申請する必要があります。
- ・申し込みの方法は、窓口での申請や郵送申請等が可能です。
- ・教育・保育給付認定は区分として3つあり、お子さんの年齢や利用する施設によって決まっています。
- ・施設を利用できる時間については、保護者の就労時間等の状況をもとに市が決定します。
- ・教育・保育給付認定を受けた場合、市から“子どものための教育・保育給付認定通知書”(以下、「認定通知書」という)が交付されます。認定通知書の内容については [P.15](#) をご参照ください。

教育・保育給付認定区分	年齢	利用できる施設	施設を利用できる時間
1号認定	3～5歳	幼稚園(認定こども園の幼稚園機能部分も含む)	教育標準時間(4時間)
2号認定	3～5歳	保育所等	保育標準時間(11時間)、
3号認定	0～2歳		保育短時間(8時間)のいずれか

3 保育を提供する施設の種別

教育・保育施設	認可保育所※1	小学校就学前のお子さんに、保育を提供することを目的とする施設
	認定こども園 (保育所機能部分)	小学校就学前のお子さんに、教育・保育を一体的に提供する施設
地域型保育事業※2	家庭的保育	3歳未満のお子さんに保育を提供する、利用定員が5人以下の施設
	小規模保育	3歳未満のお子さんに保育を提供する、利用定員が6～19人の施設
	居宅訪問型保育	3歳未満のお子さんに、お子さんの住む家で保育を提供
	事業所内保育	従業員のお子さんと一緒に、3歳未満の地域のお子さんにも保育を提供する施設

※1 大和市の認可保育所には0～5歳児までの園のほかに、0～2歳児までの低年齢児保育所があります。

※2 地域型保育事業は、連携施設(3歳以降の受け皿として)を設けております。

⇒低年齢児保育所と地域型保育事業の卒園時の手続きについての詳しい説明は、[P.26](#)をご覧ください。



4 利用できる条件

(1) お子さんの条件

- ・小学校就学前のお子さんが利用できますが、保育所等により受入れ年齢（利用を希望する月の1日時点で判断）は異なります。
保育所等の受入れ年齢は [P.22～P.24](#) 「大和市保育所等一覧」でご確認ください。

(2) 保護者の条件

- ・申し込みができる保護者の状況、利用できる期間、利用できる時間については次のとおりです。
※休業日や就労時間が終了しているなど、家庭での保育が可能な場合は、利用できる時間内や利用できる日であってもご家庭での保育となります。
- ・大和市外にお住まいの方は**大和市内で月に実労働64時間以上働いていることが条件です。**（転入予定の場合を除く）

保護者の状況	利用できる期間	利用できる時間
自宅内外で月64時間以上働いているとき	小学校就学前まで	標準時間（月120時間以上働いているとき） 短時間（月64時間以上働いているとき）
出産の準備や出産後の休養が必要なとき	出産（予定）日の前6週※、後8週を含む月 ※多胎子の場合は産前14週、産前6週目の日以前に産前休暇が開始となる場合は当該開始日	標準時間
病気、負傷、障がいなどのため保育が困難なとき	診断書などで必要と認める期間	短時間
介護や看護を月64時間以上しているとき	診断書などで保育所等での保育が必要と認められる期間	標準時間（月120時間以上介護や看護しているとき） 短時間（月64時間以上介護や看護しているとき）
震災・火災などの復旧にあたっているとき	復旧状況により必要と認める期間	標準時間
仕事を探しているとき	原則3ヶ月※	短時間
大学など※に月64時間以上通っているとき ※ P.41 のQ&Aをご確認ください	通学期間中	標準時間（月120時間以上通っているとき） 短時間（月64時間以上通っているとき）

※育児休業等期間中の申し込みは、入所月の翌月1日までに元の職場（派遣社員の場合は同じ派遣会社で同条件の勤務契約の派遣先）へ復職することが条件です。（育児休業等期間の短縮が可能なかどうかの確認も必要です。）

- ・復職後、2週間以内に育児休業等復職証明書を提出する必要があります。
- ・2人以上の児童を同時に申し込みして、1人だけが入所できた場合についても、入所月の翌月1日までに復職が必要です。（※この場合の申し込みには、転園申込を含む）
- ・低年齢児保育所 及び 地域型保育事業の卒園児については、新たに入所した園で下の子の育児休業を継続するか、育児休業から復職するか選択が必要です。（詳細は [P.39-P.40](#) のQ&Aの中からご確認ください）

※保育所等に入所した後、下の子が生まれて出産の要件で利用した後に、**育児休業中の要件で施設を利用できる時間は短時間です。**

※育児休業等の取得中の申込や転園のこと、低年齢児保育所等の卒園後の申込などは、[P.37-P.40](#) のQ&Aでご確認ください。

※「仕事を探しているとき」の要件で利用できる期間は、原則3ヶ月と定めておりますが、これは90日後が属する日の月末までを示します。このことから、2月からの認定期間は、日数が少ないことから5月末日までとなります（うるう年を除く）。

(3) 施設の状況による条件

- ・保育所等には利用定員としてあらかじめクラスの年齢ごとに在籍できる児童の数が定められています。
- ・既に在籍児童数が利用定員一杯に達している施設は、利用申込をしてもすぐに受け入れできない状況が続く可能性があります。
- ・その他、施設ごとにクラスの運営状況や保育士の雇用状況によっても実際に受入できる児童の数が変動する場合があります。



5 申し込みのスケジュール等について

(1) 申し込みをする前に

- ・市内の保育所等を希望する場合、希望する保育所等に事前に日程の調整を行い見学し、保育内容の確認や実費負担等の確認をお願いします。
- ・アレルギー、障がいや発達上の心配事がある等、配慮が必要なお子さんは、健康状態や発達状況に応じた保育が必要な為、あらかじめ希望する保育所等へご相談ください（利用できる施設に限られる場合があります）。

(2) 市内の保育所等の申し込みの受付期間

- ・申し込みは、原則として祝日を除く月～金曜日です。下記のとおり、希望月により申し込みの受付期間および時間は異なりますのでご注意ください。
 - ・郵送申込の場合は窓口申込よりも締切期限が早くなっているため、ご注意ください。
 - ・施設の利用開始日は原則、各月の1日です。
- ※医療的ケア等を必要とするお子様の申し込みはスケジュールが異なります。詳しくは **P.10** をご確認ください。

・令和8年度

入所希望月	申し込みの受付期間	備考
令和9年1～3月	11月2日（月）～11月30日（月） 時間：8:30～11:30、13:00～16:30 ※郵送申込の場合は、11月13日（金）必着 （申込内容の変更申請は、11月30日（月）まで受付）	土日受付：11月8日（日）・21日（土） （8:30～11:30・13:00～16:30） ※令和9年度も希望する場合は別途4月申込が必要です。

・令和9年度4月

入所希望月	申し込みの受付期間	備考
令和9年4月 1次申込	11月2日（月）～11月30日（月） 時間：8:30～11:30、13:00～16:30 ※郵送申込の場合は、11月13日（金）必着 （申込内容の変更申請は、11月30日（月）まで受け付け）	土日受付：11月8日（日）・21日（土） （8:30～11:30・13:00～16:30） ・大和市外にお住まいの場合、1次申込では、転入予定または市内保育士等 P.14 にある加算対象のみが対象となります。 ・その他の在勤要件の方は2次申込からの受け付けとなります。
令和9年4月 2次申込	12月1日（火）～2月1日（月） ※郵送申込の場合は、12月1日（火）～1月15日（金）必着 （申込内容の変更申請は、2月1日（月）まで受け付け）	・1次申込で空きが生じた場合に利用調整を行います。 ・1次申込期間に申請をされた内定以外の方には、別途ご案内いたします。 ・詳しくは P.12 をご確認ください。

※4月申込は1次か2次どちらか一方しか申込みできません。

・令和9年度5月～

入所希望月	申し込みの受付期間	入所希望月	申し込みの受付期間
令和9年5月	2月2日（火）～4月1日（木） 郵送申込は3月23日（火）必着	令和9年10月	8月3日（火）～9月1日（水） 郵送申込は8月20日（金）必着
令和9年6月	4月2日（金）～5月6日（木） 郵送申込は4月20日（火）必着	令和9年11月	9月2日（木）～10月1日（金） 郵送申込は9月21日（火）必着
令和9年7月	5月7日（金）～6月1日（火） 郵送申込は5月21日（金）必着	令和9年12月	
令和9年8月	6月2日（水）～7月1日（木） 郵送申込は6月21日（月）必着	令和10年1～3月	11月1日（月）～11月30日（火）【予定】 郵送申込は11月12日（金）必着【予定】
令和9年9月	7月2日（金）～8月2日（月） 郵送申込は7月20日（火）必着		

※一度行った申し込みの効力は、同じ年度の3月の審査まで継続して有効となります。（有効期間中に、いずれかの保育所等に入所できた場合はその月で終了）

※12月審査時点で入所保留になっている場合、翌年4月以降の申し込みの継続手続きが必要です。

(3) 書類提出時のご注意

- ・申込の受付時は申請保護者の本人確認を行います。本人確認書類の具体例は **P.35** のQ&A をご確認ください。
- ・書類提出時に保護者等の本人確認ができない場合は、受け付けできません。
- ・必要書類が整っていない場合も、受け付けできないことがありますので、あらかじめ申し込みの種類に応じた必要書類がそろっているか、よくご確認ください。
- ・申し込みの受付完了後は書類の返却、コピーの交付等は一切できません。必要に応じて提出前にご自身でコピーをお取りください。
- ・申し込みには、申請児童と同一住所に居住する方等の同意が得られている必要があります。
- ・申請内容について他方の親権者に説明し、合意が得られている必要があります。（合意が得られない正当な理由がある場合を除く）虚偽の申請により親権者間で紛争が生じた場合、市は一切の責任を負いません。



6-A 申し込みに必要な書類

(1) 必須書類（申し込みのために提出していただく必須書類）

1	・子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書	・同居する全ての家族の個人番号を記入してください。（保護者等が別居している場合は当該家族分も含む） ・保護者の本人確認と個人番号の確認ができる書類をご持参ください（ P.35 のQ&A 参照）
2	・保育所等利用申込補助票	・親子健康手帳（母子健康手帳）をあわせてご持参ください。 ※医療的ケアが必要なお子さんの申し込みは、 P.10 をご確認ください。
3	・保育所等利用申込に関する確認書	・確認事項の全てにチェックを付け、裏面に署名してください。
4	・保育を必要とする保護者の状況が分かる書類（次のA～Fのいずれかが必要）	・各保護者の状況に応じて必要な書類を提出してください。 ※利用希望月から起算して6か月以内のものが有効です。 （例：4月申込の場合、10月1日以降の証明日が有効）
	A 就労証明書	・自宅内外で働いているとき ※本人（又は家族）が経営する事業所で就労している場合は、就労証明書に加えて次の⑦～⑩のいずれかの書類の写しも必ず添付してください。 ⑦：開業届（e-Taxの場合は受信通知及び申請データ）⑧：登記事項証明書 ⑨：登記簿の謄本/抄本 ⑩：確定申告書（直近年度分）⑪：請負契約書 ⑫：営業許可書 等 ※証明日より就労開始（予定）日が後の日付の場合は、就労内定となります。就労内定の場合は、就労開始日以降の証明日の就労証明書の提出が必要になります。
	B 親子健康手帳（母子健康手帳）※表紙と分娩予定日が分かるページの写し（多胎子の場合は、複数冊分の写しが必要）	・出産の準備や出産後の休養が必要などとき ※多胎子を除き、産前6週目より早く産前休暇が開始となる場合は、産前休暇期間記載の就労証明書も必要
	C 医師の診断書、障害者手帳等の写し※1など	・病気や負傷、障がいなどのため保育が困難などとき ※診断書には、自宅での保育が困難であり、保育所等での保育が必要な旨が記載されている必要があります。（記載がない場合、受理できません。）
	D ①介護または付添に関する申立書 ②介護・看護を必要とする状況が確認できる医師の診断書など	・同居する親族などを介護や看護しているとき ・①と②両方が必要です
	E 求職活動に関する申立書	・仕事を探しているとき
	F ①在学証明書 ②時間割がわかる書類	・大学など※に通っているとき ・①と②両方が必要です ※ P.41 のQ&Aをご確認ください

(2) 該当する方のみ提出する書類（該当しない場合は提出の必要はありません）

5	・市県民税課税（非課税）証明書 （名称は自治体により異なりますが、所得金額が記載されているものを自治体からお取り寄せください） ※該当する保護者の分がそれぞれ必要です。	・利用（希望）月が令和9年1月から令和9年8月の場合で、令和8年1月1日時点の住民票所在地が大和市以外の場合は、令和8年度の証明書 ・利用（希望）月が令和9年9月から令和10年3月の場合で、令和9年1月1日時点の住民票所在地が大和市以外の場合は、令和9年度の証明書 ※令和7年度中、または令和8年度中に国外に居住されていた期間がある場合、収入の申立書、及び国内収入と国外収入をその勤務先が証明した書類。（国外での収入がない場合も、その旨の申立書が必要です。）
6	・在園証明書	・小学校就学前の兄弟が児童心理治療施設、児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合 （認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部、企業主導型保育事業の場合は不要）
7	・ひとり親世帯であることが確認できる書類	・離婚協議中ないし離婚調停中の場合 ・戸籍がない場合 ※ひとり親は父母の別居が条件となります。（内縁関係の同居も不可） ※離婚協議・調停中等の場合の提出書類は P.36 のQ&A4をご確認ください ※戸籍がない場合は、各国大使館が発行した独身証明等が必要です。
8	・祖父母の状況が分かる書類 （保育を必要とする保護者の状況が分かる書類A～Fと同じ書類。ただし、Eの「祖父母が仕事を探しているとき」は除く）	・同居する65歳未満（希望月1日時点の年齢）の祖父母が保育できない場合（就労・介護・就学は月64時間以上の場合）
9	・障害者手帳などの写し	・申込児童と同居する家族で障害者手帳など※2を所持する場合
10	・保育士等であることが確認できる書類	・ P.14 にある保育士等の加算対象となる方は当該資格証等の写し
11	・郵送受付確認票 （※郵送申込の場合のみ）	・必要事項の記入及び確認事項にチェックを付け、署名をしたもの
12	・本人確認書類（写）添付台紙 （※郵送申込の場合のみ）	・申請者（保護者）の個人番号確認書類及び本人確認書類の写しを貼り付けたもの ※本人確認書類の具体例は P.35 のQ&Aをご確認下さい

※1 障がいの場合は、身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳の写しが必要になります。医師の診断書については原本の提出が必要になります。

※2 身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳を所持している方は写しを、また特別児童扶養手当の支給対象児は受給証明書を、国民年金の障害基礎年金等の受給者の方は受給者証の写しをご提出ください。ただし、同居する家族のうち、保護者が障害者手帳などを所持している場合で、保育を必要とする保護者の状況が分かる書類でご提出されている場合は不要です。



6-B 転園申込に必要な書類（保育所等に在園中の方の申し込み）

（１）必須書類（申し込みのために提出していただく必須書類）

1	・保育所等変更申込書	・保護者の本人確認ができる書類をご持参ください（P.35のQ&A参照）
2	・保育所等利用申込補助票	・親子健康手帳（母子健康手帳）をあわせてご持参ください。
3	・保育を必要とする保護者の状況が分かる書類 （次のA～Fのいずれかが必要）	・保護者の状況に応じて必要な書類をご提出ください。 ※利用希望月から起算して6か月以内のものが有効です。 （例：4月申込の場合、10月1日以降の証明日が有効）
	A ・就労証明書	・自宅内外で働いているとき ※本人（又は家族）が経営する事業所で就労している場合は、就労証明書に加えて次の⑦～⑩のいずれかの書類の写しも必ず添付してください。 ⑦：開業届（e-Taxの場合は受信通知及び申請データ） ⑧：登記事項証明書 ⑨：登記簿の謄本/抄本 ⑩：確定申告書（直近年度分）⑪：請負契約書 ⑫：営業許可書 等 ※証明日より就労開始（予定）日が後の日付の場合は、就労内定となります。就労内定の場合は、就労開始日以降の証明日の就労証明書の提出が必要になります。
	B ・親子健康手帳（母子健康手帳） ※表紙と分娩予定日が分かるページの写し （多胎子の場合は、複数冊分の写しが必要）	・出産の準備や出産後の休養が必要とき ※多胎子を除き、産前6週目より早く産前休暇が開始となる場合は、産前休暇期間記載の就労証明書も必要
	C ・医師の診断書、障害者手帳等の写し※1 など	・病気や負傷、障がいなどのため保育が困難なとき ※診断書には、自宅での保育が困難であり、保育所等での保育が必要旨が記載されている必要があります。（この旨の記載がない場合、受け付けできません。）
	D ・①介護または付添に関する申立書 ・②介護・看護を必要とする状況が確認 できる医師の診断書など	・同居する親族などを介護や看護しているとき ※①と②両方が必要です
	E ・求職活動に関する申立書	・仕事を探しているとき
	F ・①在学証明書 ・②時間割がわかる書類	・大学など※に通っているとき ※①と②両方が必要です ※P.41のQ&Aをご確認ください

（２）該当する方のみ提出する書類（該当しない場合は提出の必要はありません）

4	・祖父母の状況が分かる書類 （保育を必要とする保護者の状況が分かる書類A～Fと同じ書類。 ただし、Eの「祖父母が仕事を探しているとき」は除く）	・同居する65歳未満（希望月1日時点の年齢）の祖父母が 保育できない場合（就労・介護・就学は月6時間以上の場合）
5	・障害者手帳などの写し	・申込児童と同居する家族で障害者手帳など※2所持する場合
6	・保育士等であることが確認できる書類	・P.14にある保育士等の加算対象となる方は当該資格証等の写し
7	・郵送受付確認票 （※郵送申込の場合のみ）	・必要事項の記入及び確認事項にチェックを付け、裏面に署名
8	・本人確認書類（写）添付台紙 （※郵送申込の場合のみ）	・申請者（保護者）の個人番号確認書類及び本人確認書類の写しを 貼り付けたもの ※本人確認書類の具体例はP.35のQ&Aをご確認ください

※1 障がいの場合は、身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳の写しが必要になります。

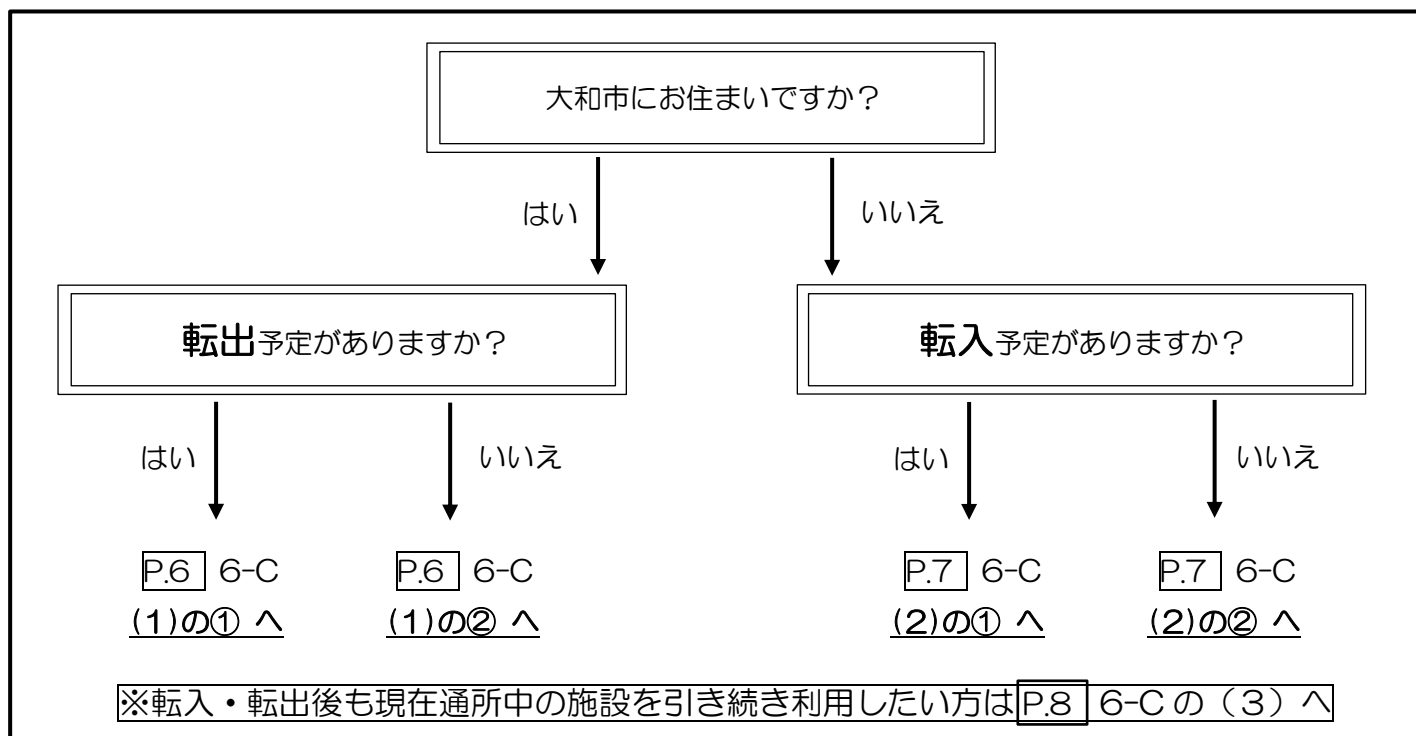
※2 身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳を所持している方は写しを、また特別児童扶養手当の支給対象児は受給証明書を、国民年金の障害基礎年金等の受給者の方は受給者証の写しをご提出ください。同居する家族のうち、保護者が障害者手帳などを所持している場合で、保育を必要とする保護者の状況が分かる書類でご提出されている場合は不要です。

（３）転園申込の注意事項

- ・年度途中（5月～3月）の転園申込の場合、当該年度末（3月）まで、調整指数により4点減点となります。ただし、市内転入転居を伴う場合、または兄弟姉妹が利用している保育所等に転園を希望する場合は、減点となりません。また、年度初めの4月の転園申込は、どなたも減点となりません。4月の転園申込で保留となった場合、その転園申込が継続している限り、5月以降も減点となりません。
- ・転園申込を取下げの場合は、取下げ希望月の申込期間中に、保育所等申込取下届をご提出ください。（**転園内定後に内定辞退や転園申込を取下げする場合は、元の施設には戻れません。**）
- ・転居を伴う場合は、希望月1日までに転居していることを前提に減点を付けません。希望月1日を過ぎて住民票異動をした場合、内定取消となる場合があります。その場合、利用していた施設に戻ることもできないためご注意ください。
- ・上の子が施設を利用中に他の施設への転園を申し込み、下の子の出産に伴う育児休業期間中に、上の子の転園が決まった場合には、下の子の状況に関わらず、育児休業等を終了して復職する必要があります。
- ・希望月から起算して6ヶ月以内の証明日で記入してある就労証明書等をすでにほいく課にご提出いただいている場合は、改めて提出する必要はありません。（申込時に、6ヵ月以内に提出済の旨をご申告ください）
- ・転園申込中に利用中の施設を退園した場合等、その他の注意事項はP.37のQ&Aをご確認ください。



6-C 大和市外からの申し込み・大和市外の保育所等への申し込みに必要な書類



(1) 大和市外の保育所等の申し込みを希望する場合

①大和市にお住まいで、大和市外へ転出予定がある方

申込先	・転出先自治体の申込担当窓口
申込締切	・転出先の自治体へご確認ください
必要書類	・転出先の自治体へご確認ください
注意事項	・大和市内の保育所等を申し込み中、または、現在保育所等を利用されている場合は、転出する月の末日までに「子どものための教育・保育給付等認定取消届」の提出が必要です。 ・大和市内の保育所等に在園したまま、大和市外の保育所等を利用することは、二重在籍になるためできませんので、ご注意ください。 ・大和市内の保育所等を利用中で、転出後も継続して利用したい場合は、大和市と転出先の両自治体で手続きが必要です（P.8 6-Cの(3)参照）。各自治体にご確認のうえお手続き下さい。

②大和市にお住まいで、市外への転出予定はない方

申込先	・大和市ほいく課の窓口
申込締切	・申請を希望する自治体へご確認ください ※自治体間の書類のやり取りは郵送で行います。余裕をもってご提出ください。
必要書類	・申請を希望する自治体へご確認ください ※現在、大和市の「教育・保育給付認定」を得ていない場合は、原則的に、大和市の申し込みに必要な書類一式も必要になります。詳しくは、P.4をご覧ください。
注意事項	・入所後は大和市のルールに従って通所していただきます。 ・自治体によって、独自のルールが適用される場合があります。必ず申し込みを希望する自治体へご確認ください。

(2) 大和市内の保育所等の申し込みを希望する場合

※現在大和市外にお住まいで大和市への転入予定がなく、大和市内での就労もされていない方のお申し込みは受け付けをしております。

① 大和市外にお住まいで入所希望月の前月末日までに大和市に転入予定がある方

申込先	・大和市ほいく課の窓口
申込締切	・ P.3 各入所希望月の申込締切日まで
必要書類 ※右記すべての書類が必要です	・大和市の申込書類一式 ※詳しくは、P.4をご覧ください。 ・転入に関する誓約書 ※様式は大和市 WEB ページから入手可能です（詳細は P.10 参照） ・入所希望月の前月末日までに転入することがわかる書類（賃貸借契約書等※¹）の写し ・お子さんの生年月日がわかる公的書類の写し ・郵送申込に係る書類一式 ※郵送で申し込む場合のみ。詳しくは、P.9の（2）をご覧ください。 ※¹ 大和市に家屋を取得される場合は、不動産売買契約書（※家屋が対象のもの）の写しを添付してください ※¹ 大和市にお住まいのご家族と同居される予定の場合は、大和市にお住まいのご家族に「同居申立書」を作成してもらい提出書類に添付してください ※¹ 売買契約書や賃貸借契約書の写しについては、次の①～③が分かるページすべてが必要です ①「契約の締結に係るページ」※契約当事者の署名・押印・契約日等を含むもの ②「物件所在地」 ※大和市に所在する物件であることがわかるもの ③「物件引き渡し日」 ※入所希望月の前月末日までの引き渡し予定が分かるもの
注意事項	・利用調整の結果に関わらず、利用開始月の前月末日までに大和市への転入手続き、および、ほいく課窓口にて転入後の申込手続き（本申込）が必要になります。期日までに手続きができなかった場合、内定取消となります。また、申し込みも取下げとなり、利用決定通知、保留通知の発行はできません。 ・入所内定した場合、二重在籍防止のため、転入元自治体に選考結果を共有します。

② 大和市外にお住まいで、大和市内で就労されている方

申込先	・現在お住まいの自治体の担当窓口
申込締切	・ P.3 の各入所希望月の申込締切日まで（必着） ※自治体間の書類のやり取りは郵送で行います。余裕をもってご提出ください。
必要書類 ※右記すべての書類が必要です	・お住まいの自治体で必要な申込書類一式※² ・P.4の6-A 申し込みに必要な書類のうち ・「（1）必須書類」の「3 保育所等利用申込に関する確認書」 ・「（2）該当する方のみ提出する書類」の「該当する書類」 ※² 一式のうちに大和市内の事業所に月64時間以上（実働）勤めている事が分かる就労証明書を含む必要があります。（保護者のうちいずれかが大和市内の事業所に勤務していることが必要）
注意事項	・大和市内で就労をしなくなった場合は、入所が取り消しとなります。 ・お住まいの自治体のルールに従って通所していただくことになります。

(3) 継続して保育所等の利用を希望する場合

①大和市に転入後、通所していた大和市外の保育所等を継続して利用希望する方

申込先	1. 転出前に、転出前自治体の保育所等担当窓口で継続通所する旨の手続きを行う 2. 転出前の自治体へ転出を届出 3. 大和市市民課へ転入を届出 4. 転入届を届出後、入所希望月の前月末日までに大和市ほいく課窓口にて、継続利用の手続きを行う
必要書類	・P.4の「6-A 申し込みに必要な書類」のうち ・「(1) 必須書類」 ・「(2) 該当する方のみ提出する書類」の「5 市県民税課税(非課税)証明書」 ・「(2) 該当する方のみ提出する書類」の「6～10のうち該当する書類」
注意事項	・期日までに手続きができない場合、退園となる場合があります。 ・在園継続の管理や保育料の計算は、原則、月の1日時点で住民登録がある自治体が行います。月の途中まで大和市外の保育所等を利用し、月の途中から大和市内の保育所等を利用することなどは二重在籍となるため、利用できません。 ・大和市のルールに従って通所していただきます。 ・自治体間での事務処理に時間を要するため、転入後は速やかにお手続きください。 ・現在、求職活動を理由に保育所等を利用している方が、大和市転入後も求職活動を続ける場合、認定ができない場合があります。詳しくは、ほいく課認定管理係へお問い合わせください。

②大和市から転出後、通所していた大和市内の保育所等を継続して利用希望する方

申込先	1. 転出前に、「子どものための教育・保育給付等認定取消届」を用意して、記載内容のうち、「転出後に現在在籍している保育所等の継続利用の有無」の欄を「有」として、大和市ほいく課へ提出する 2. 大和市市民課へ転出を届出 3. 転出先の自治体へ転入を届出 4. 転入届を届出後、入所希望月の前月末日までに転出先自治体の保育所等担当窓口へ継続利用の手続きを行う
利用期間	ア. 保護者が大和市内で就労している場合※¹は、卒園まで。 ※¹ 転出後に大和市内で就労する場合も可 ※¹ 市内で就労しなくなった場合は、当該年度末まで。 イ. 保護者が大和市内で就労していない場合は、市外に転出された年度末※²まで。 ※² 4月1日を市外自治体への転入日として届出された場合は、4月1日時点で大和市民ではないため、前年度末の3月31日で退園となります。
注意事項	・期日までに手続きができない場合、退園となる場合があります。 ・在園継続の管理や保育料の計算は、原則、月の1日時点で住民登録がある自治体が行います。月の途中まで大和市外の保育所等を利用し、月の途中から大和市内の保育所等を利用することなどは二重在籍となるため、利用できません。 ・「教育・保育給付認定」の要件変更や保育料の手続きについては転出先の自治体にご確認ください。 ・転出先の自治体のルールに従って通所していただくことになります。 ・自治体間での事務処理に時間を要するため、転出後は速やかにお手続きください。

6-D 郵送申込について

(1) 郵送申込できない場合について

- ・郵送での申し込みをされる場合は、次の事項をご確認ください。以下の①～⑤のいずれかに該当する場合は窓口への直接提出のみとさせていただきますので、ご了承ください。

- ① 健康面や発達面の状況から園での生活全般において配慮が必要な児童
※病気、怪我などの既往歴がある場合、障害者手帳等を取得している場合、発達全般で相談している場合や入所後一定のケアが必要と思われる可能性がある場合も含まれます。
- ② アレルギー症状や宗教上の理由などにより、食事制限や服薬管理が必要な児童
- ③ 児童の養育上の課題（医療的ケアを必要とする等）を抱えている方
- ④ 大和市外の保育所を1園でも希望される方
- ⑤ これから生まれてくる児童の保育所等の申し込みをされる方

※園での安心・安全な生活を確保するためにも詳しい状況をお伺いしますのでご理解・ご協力のほどよろしくお願い致します。

(2) 提出書類について

- ・通常の申請書類一式（P.4参照）に加えて、次の書類を同封してください。
- ・同封が確認できなかった場合、申し込みは受け付けられません。

- ①直近の乳幼児健診結果の写し
- ②郵送受付確認票
- ③本人確認書類（写）添付台紙

※②③については、大和市のWEBページからダウンロードできます。

※③は個人番号確認書類及び本人確認書類の写しを貼り付けたものをご提出ください。

※個人番号確認書類と本人確認書類の詳細については、P.35の(3)-Q&A1をご確認ください。

https://www.city.yamato.lg.jp/section/ehon_no_machi/purpose/O/OO0007.html



【二次元コード】

(3) 申し込み締切日

- ・郵送受付の締切日は、窓口受付の締切日より早く設定しています。日付については、P.3をご確認ください。
- ・締切日必着で受け付けします。
- ・申込書類の送付が締切日直前になる場合には、窓口へ直接書類を提出されることをおすすめします。
なお、郵便事故や遅延により締め切り日に到達しなかった場合は申し込みを受け付けられません。あらかじめ余裕をもって送付してください。

(4) 申込した内容に変更がある場合

- ・変更内容によっては郵送で受け付けできない可能性があるため、事前にほいく課 利用調整係までお問い合わせください。

(5) 郵送申込に関する注意事項

- ・**書類不備について**：提出書類に不備が見つかった場合は、電話や通知等で連絡の上、追加書類の提出を依頼します。締切日必着で追加書類の提出をお願いします。追加提出が間に合わない場合でも、指数を下げて利用調整ができる場合等に限り受け付けします。ただし、本人確認ができなかったり、保育の必要性が確認できない場合など、手続き上、重大な不備がある場合は受け付けできませんので、ご注意ください。
- ・**書類の受領確認について**：郵送での送付について提出書類の到達確認は行っておりません。到達に不安を感じる場合は簡易書留等の利用をご検討ください。また、申請書類一式をあらかじめ申し込み前にお手元にコピーして保管されることをおすすめします。
- ・**複数申込について**：兄弟姉妹2人以上で申し込む場合や、1月申込及び4月申込など年度別に同時に申し込む場合は、複数の書類を提出（詳細はP.10の(5)を参照）することになるため、できるだけ1つの封筒にまとめて、郵送していただくようお願いします。
- ・**差出人について**：封筒に必ず差出人名の記入をしてください。記載がなく宛先や切手に不備があると還付不能郵便となります。

○郵送先（見本）

〒242-8601

大和市鶴間一丁目31番7号 大和市保健福祉センター2階

大和市 こども部 ほいく課 利用調整係 行 「利用申込書類在中」

※「利用申込書類在中」と必ずご明記ください。



7 申し込み手続きに関する補足

(1) 申し込み場所

- ・大和市保健福祉センター2階のほいく課の窓口で受け付けしています。
- ・郵送申込の場合は[P.9]の内容を必ずご確認ください。
- ・認定こども園の利用申込先は、保育所機能部分は大和市ほいく課、幼稚園機能部分は認定こども園です。

(2) 申込書類等の入手先について

- ・各種申込書類等は、大和市ほいく課窓口で配布しているほか、インターネットからも入手可能です。
- (ア) **新規申込**に関する書類一式については、次のWEBページ上からダウンロードすることができます※
(右記二次元コードからアクセスできます → ページ名：**保育所・幼稚園入所までの流れ**)

※申し込みに関する書類一式は、同ページ内の『**保育所等の入所申し込みをする**』の記事中に
ある『**(4) 申し込みに必要な書類について**』の一覧表から入手可能です。

※市外にお住まいの方の申し込みに関する誓約書や申立書についても、前述の一覧表の欄外
下部のリンクから入手可能です。



【二次元コード：新規】

- (イ) **転園申込**に関する書類一式については、次のWEBページ上からダウンロードすることができます※
(右記の二次元コードからアクセスできます → ページ名：**保育所等の転園申し込みについて**)

※転園申込に関する書類一式は、同ページ内の『**申し込みに必要な書類**』の記事中にある一覧
表から入手可能です。



【二次元コード：転園】

(3) 医療的ケア等を必要とするお子さんの申し込みについて

- ・保育所等において医療的ケア等の実施を希望する場合は、下記 URL または二次元コードから「医療的ケアの実施を伴う保育所等の利用について」を必ずご覧ください。

https://www.city.yamato.lg.jp/section/ehon_no_machi/purpose/〇/〇〇〇〇37.html



【二次元コード】

(4) 各保育所等のクラス別の定員や空き状況、保留児童数について

- ・大和市 WEB サイトからご覧いただけます。(右の二次元コードからアクセスできます)
→ **定 員** : WEB ページの「各保育施設等の定員等一覧」をご覧ください。(年1回更新)
→ **空き状況** : WEB ページの「保育所等受入可能児童数」をご覧ください。(例月更新※)
→ **保留児童数** : WEB ページの「保育所等保留児童数」をご覧ください。(例月更新※)
※一部の月を除く



【二次元コード】

(5) 申し込み手続きに関する補足

- ・**Q&Aのご案内**：利用申込に関する基本的なことや、兄弟姉妹を同時に申し込みする場合、育児休業中の申し込みに係る疑問等をよくある質問として[P.34]以降にまとめておりますのでご確認ください。
- ・**書類の有効期限について**：提出書類の受付時に有効期限内の書類であるか確認を行います。この際、原則として利用を希望する申込月からみて6か月以内に発行された書類であれば、最新の状況を証明する内容が記載されたものとして、有効に取り扱います。
- ・**申込書類一式が複数必要になる場合について**：申込書類は、**お子さん別・申し込む年度別**に書類一式※¹をご用意いただきます。
※例：上の子の ①令和8年度3月申込 と ②令和9年度4月申込 にあわせて
下の子の ③令和8年度3月申込 と ④令和9年度4月申込 を行う場合
→ **申込書類一式は、合計④部必要となります。**
※¹ [P.4]掲載の必須書類1~3以外の書類は、原本が1部あればその他の同じ書類は写しでも可能です。
- ・**父母以外の方が書類を提出する場合について**：お子さんの保育所等に関する申込書類を提出できるのは、原則として申し込みの対象児童となるお子さんと父母の関係にある保護者のみとなります。それ以外の方(祖父母や里親等)による書類の提出を検討されている場合は、ほいく課利用調整係までご相談ください。
- ・**内定者面接について**：利用申込の結果として内定した場合は、入所月の前月末までに、内定した保育所等で面接を受ける必要があります。面接を受けない場合や、面接の結果、お子さんの健康面や発達面の状況により、受入先の保育所等においてお子さんを安全に預かることが困難であると判断された場合は、内定が取消となる可能性があります。
- ・**申し込みの取下げについて**：保育所等の申し込みをすべて取下げする場合は「子どものための教育・保育給付等認定取消届」をご提出ください。([P.11]の(3)を参照)
- ・**内定辞退や転園の取下げについて**：転園申込の取下げや一部の希望施設のみ取下げをする場合や、内定を辞退する場合は「保育所等 申込取下届・内定辞退届」をご提出ください。



8 申し込みした内容に変更があった場合について

(1) 申し込みした内容に変更がある場合

- ・申し込みの受付後に、保護者等の状況が変わり、申し込んだ内容に変更が生じた場合は必ず所定の手続きが必要となります。（状況変更の届出は、必ず利用希望月の申込受付期間中にお手続きください。）
- ・遡って申込内容の変更を行うことはできません。（提出書類に不備等がある場合には受け付けできない場合があるのでご注意ください。）

状況の変化の例	提出書類（番号のついた全ての書類を提出）
・世帯構成の変化（離婚・結婚・祖父母と同居※等） ※65歳未満の祖父母と同居する場合は、祖父母についても保育を必要とする状況がわかる書類が必要となります。（未提出の場合、調整指数が減点されます）	①子どものための教育・保育給付等認定変更申請書
・保育を必要とする状況の変化 （就労の変化（転職・勤務時間の変更・退職他）等）	①子どものための教育・保育給付等認定変更申請書 ②変更内容が確認できる書類（P.4参照）を添付
・その他、申込内容に変更が生じる場合	①子どものための教育・保育給付等認定変更申請書 ②変更内容が確認できる書類（P.4参照）を添付

- ・保護者等の状況は、提出いただいた情報を基に希望月の状況として審査を行っています。変更が生じて申込時より指数が下がる場合や、必要な手続きをされなかった場合は、保育所等の入所が取消となる場合がありますので、ご注意ください。
- ・提出は窓口で受け付けております。郵送での申込内容の変更も可能ですが、内容によっては郵送で受け付けできないものもあるため、事前にほいく課 利用調整係までお問い合わせください。

(2) 入所を希望する保育所等の変更

- ・入所を希望する保育所等を変更したい場合は、利用希望月の申込受付期間中に「希望施設等変更申込書」を提出することで変更ができます。
- ・窓口、郵送（本人確認書類の写しを添え、締切日必着）、オンライン申請で受け付けております。

★オンライン申請について：大和市 WEB サイト内『保育所・幼稚園入所までの流れ』の『希望園の変更について』を確認のうえ、WEB ページ内のリンク先から希望施設等変更申込を申請することができます。



【二次元コード】

(3) 保育所等の申し込みを取下げたい時

- ・保育所等の申し込みを取下げずる場合は「子どものための教育・保育給付等認定取消届」をご提出ください。窓口、オンライン申請で受け付けております。

★オンライン申請について：電子申請（下記 URL または二次元コードからマイナポータルにアクセスし、「神奈川県大和市」の「子育て」カテゴリを検索し「子どものための教育・保育給付等認定取消届」から電子申請してください。なお、電子申請の際には、申請者のマイナンバーカードか、スマホ用署名用電子証明書を設定済みのスマートフォンによる電子署名が必要です。）

→マイナポータル

https://myna.go.jp/SCK1501_02_001/SCK1501_02_001_Init.form



【二次元コード】

9 利用調整の流れ

(1) 入所選考の基本

- ・申し込みの早い順番からではなく、**保育の必要性の高いお子さんからご案内**します。
- ・申し込みの内容をもとに、**P.13**掲載の**「保育所等利用調整基準」**に基づき利用調整を行います。

(2-A) 受付・通知スケジュール【令和9年4月入所申込の場合】 ※令和10年4月入所申込のスケジュールは未定です

1 次 申し込み	申込受付期間：令和8年11月2日（月）～11月30日（月） ※11月8日（日）・21日（土）も受け付けています。（これ以外の土日祝日は受け付けておりません） ※郵送での申し込みや大和市外にお住まいの場合、11月13日（金）必着（申込内容の変更申請は、11月30日（月）まで受付）
	受付時間：8:30～11:30、13:00～16:30
	※申込期間内に書類を早く提出しても有利、不利はありません。また、申込期間内にどの保育所等にどれだけの申込者がいるかなどの質問には一切お答えできません。



結果通知	通知時期：令和9年1月下旬（認定通知書も同時期に発送）	
	内定の場合	保留の場合
	・“保育所等利用調整結果”が届きます。 ・通知で指定された日時にお子さんと一緒に保育所等で面接を受けてください。 ・面接時に必要なもの ・親子健康手帳（母子健康手帳） ・児童票など（通知に同封）	・“保育所等利用保留通知書”が届きます。 ・保育所等の空きが生じた場合は、二次利用調整を行う場合がありますので、同封の案内をご覧ください。

※市外在住の方は、大和市内で月に実労働64時間以上働いていることを条件に、2次申込から利用調整を行います



利用開始 4月1日	以下の通知が届きます。	
	① 利用決定通知	認可保育所の場合は市から、認可保育所以外の場合は当該施設から届きます。
	② 利用者負担額通知	利用する施設に関わらず市から届きます。

入所保留となった方へのアフターフォロー

- ・希望の施設・事業に決まらなかった場合などには、現況確認やニーズ調査、5月以降の申込継続確認などを行った上で、他の施設の空き状況や保育サービス等の情報提供を行います。



(2-B) 受付・通知スケジュール【5月以降の入所申込の場合】

申し込み	申込受付期間：P.3掲載の5 申し込みのスケジュール等についてをご覧ください
	受付時間：8:30～12:00、13:00～17:00
	※土日祝日は受付を行っておりません。 ※申込期間内に書類を早く提出しても有利、不利はありません。また、申込期間内にどの保育所等にどれだけの申込者がいるかなどの質問には一切お答えできません。



結果通知	通知時期：毎月16日以降を予定しています。（認定通知書も同時期に発送）	
	内定の場合	保留の場合
	・“保育所等利用調整結果”が届きます。 ・通知で指定された日時にお子さんと一緒に保育所等で面接を受けてください。 ・面接時に必要なもの ・親子健康手帳（母子健康手帳） ・児童票など（通知に同封）	・“保育所等利用保留通知書”が届きます。決定できない場合は、自動的に次回の調整対象となります。その場合の調整結果は内定した場合のみご連絡します。 ※入所保留中に希望する保育所等を変更したい場合は、“希望施設等変更申込書”をご提出ください。



利用開始 決定した月の 1日	以下の通知が届きます。	
	① 利用決定通知	認可保育所の場合は市から、認可保育所以外の場合は当該施設から届きます。
	② 利用者負担額通知	利用する施設に関わらず市から届きます。

申し込みの継続手続きについて

- ・**申し込みの有効期間は令和10年3月までとなります。**
- ・翌年度については申し込みを継続するための手続きが必要になります。10月頃に翌年度の申し込みについてご案内を送付いたします。
- ・**書類のご提出がない場合、令和10年4月利用申込以降の審査ができかねますのでご注意ください。（在園児の転園申込も含む）**

10 保育所等利用調整基準

○利用調整は、大和市内在住者（利用開始日までに大和市へ転入する場合を含む）および、調整指数の「保育士等」に該当する方を優先して行います。

○保護者の状況などから「基準指数」に「調整指数」を加算し指数の高い方から選考します。指数が同点の場合は「優先項目」の1から順番に選考します。

<基準指数>

保護者の状況			指数
就労	就労中	1ヶ月の実労働時間が140時間以上	20
		1ヶ月の実労働時間が110時間以上140時間未満	18
		1ヶ月の実労働時間が90時間以上110時間未満	16
		1ヶ月の実労働時間が64時間以上90時間未満	14
	内定	1ヶ月の実労働時間が64時間以上	12
	内職	月3万円以上	8
出産		産前6週目（多胎の場合は14週目）の日（産前6週目の日以前に産前休暇が開始となる場合は、当該開始日）が属する月から、産後8週目の翌日が属する月までの期間にあって、出産の準備又は休養を要する期間	14
疾病・傷病	1ヶ月以上の入院		20
	常時仰臥・精神性の疾病		20
	その他療養（上記以外）		16
心身障がい	身体障害者手帳1・2級、精神障害者手帳1・2級、療育手帳A		20
	身体障害者手帳3級、精神障害者手帳3級、療育手帳B1		18
	身体障害者手帳4級、療育手帳B2		16
	上記以外で保育にあたれない場合		14
介護・看護	同居する親族を常時観察・付添介護（看護）のため保育にあたれない場合		20
	上記以外で保育にあたれない場合		14
災害	震災、風水害、火災、その他の災害の復旧のため保育にあたれない場合		30
就学	月64時間以上の就学（学校教育法第1条、第124条、第134条第1項又は職業能力開発促進法第15条の7第3項及び第27条第1項、職業訓練の実施等による特定求職者の支援に関する法律第4条第2項に定めるもの）		12
求職	仕事を探すために外出することを常態としている場合		7
その他	その他、明らかに保育が必要と認められる場合		6～20

※基準指数は、保護者それぞれの指数を加算します。

※産前産後休暇・育児休業等の終了に伴い復職する場合や、勤務時間短縮制度を利用する場合は、正規の勤務時間で指数を加算します。

※大和市外に在住している場合は、利用開始日までに転入する場合を除き、大和市内で月に実労働64時間以上働いていることが条件です。

<調整指数>

保護者の状況など		指数
ひとり親家庭等	同居する 65 歳未満の祖父母がいない場合	25
	同居する 65 歳未満の祖父母がいる場合	23
	両親が不在の状態で、両親以外の保護者に養育されている場合	10
保育士等	保育士として大和市内の保育所等又は大和市認定保育施設で、又は幼稚園教諭として大和市内の幼稚園（「大和市私立幼稚園等運営費補助金交付要綱（令和 4 年告示第 13 号）」第 2 条別表の区分 6、補助基準額(1)～(5)に該当する施設に限る。）で月に実労働 64 時間以上、就労（内定）している場合 ※就労先が保育所の場合は保健師及び看護師を、小規模保育事業所 A 型、小規模保育事業所 B 型、事業所内保育事業所又は大和市認定保育施設の場合は保健師、看護師及び准看護師を保育士に含めることとする	9
認定こども園	1 号認定で利用している認定こども園を、保護者の就労状況が変化した等の理由で、3 歳児クラスの 5 月から 5 歳児クラスの年度末の間に、2 号認定での利用を希望する場合	5
児童の医療的ケア	医療的ケア児の保育所等利用検討会議で集団保育が必要とされた場合	5
保護者の障がい	疾病・傷病・心身障がいによる申し込みではなく、障害者手帳（身体障害者手帳は 4 級以上）又は療育手帳の交付を受けている場合	4
低年齢児保育所等卒園	市内の低年齢児保育所又は地域型保育事業所を卒園する場合	3
育児休業等の再利用	育児休業等のため、産後休暇終了日が属する月の月末までに退園し、復職のため再利用を希望する場合	3
生計中心者の失業等	生計の中心者が解雇などで失業している場合又は生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）（注 1）	2
兄弟姉妹	在籍している保育所等から、兄弟姉妹が利用する保育所等への転園を希望（保育所等変更申込書を提出）する場合（注 2）（注 3）	3
	兄弟姉妹が利用する保育所等の利用を希望する場合（注 2）	1
多胎子	双子など、多胎子での申し込みの場合	1
児童の障がい	障害者手帳（身体障害者手帳は 4 級以上）又は療育手帳の交付を受けている場合	1
祖父母	65 歳未満の同居の祖父母がいる場合 ※祖父母が月に実労働 6 4 時間以上就労しているなど、保育を必要とする祖父母の状況が確認できた場合を除く	-3
内定辞退	内定を辞退した場合	-3
転園	年度途中（5 月～3 月）に転園を希望する場合（減点は当該年度末の 3 月まで）※市内転入転居を伴う場合又は兄弟姉妹が利用する保育所等に転園を希望する場合は除く	-4
送迎ステーション	送迎ステーション事業の承認を受けた場合	-10
保育料滞納	正当な理由がなく保育料を 3 ケ月分以上滞納している場合	-10
育児休業等延長予定	希望する保育所等に入所できない時は、育児休業等延長も許容できる場合	-20
その他	その他特別の事情があると認められる場合	-10～20

※調整指数は、世帯を単位に加算します。ただし、「保護者の障がい」「保育士」は保護者それぞれの指数を加えたもの、「認定こども園」「児童の医療的ケア」「低年齢児保育所等卒園」「兄弟姉妹」「多胎子」「児童の障がい」「内定辞退」「転園」「送迎ステーション」は申し込みされたお子さんごとに指数を加算します。

※地域型保育事業は、卒園後、連携施設を第一希望とする場合、優先的に案内をすることとなっています。そのため、希望者のみを対象として他の申込者とは別に選考を行います。

（注 1）事務取扱については別に定めます。

（注 2）一定の年齢まで分園を利用後、本園に進級する保育所を兄弟姉妹が利用している場合、兄弟姉妹が 1 号認定子どもとして認定こども園を利用している場合、又は希望する地域型保育事業と兄弟姉妹が利用する幼稚園の所在地が同一の場合を含みます。

（注 3）利用を希望する月に 1 号認定子どもとして認定こども園の利用申請を行った在園児は除きます。

<優先項目>

保護者の状況など		優先順位
医療的ケア	医療的ケア児を優先	1
ひとり親等	ひとり親家庭等を優先	2
育児休業等明け	産前産後休暇・育児休業等の終了に伴い復職する世帯を優先（自己都合により転園を希望する児童は除く）	3
生活保護世帯	生活保護法による被保護世帯を優先	4
第 3 子以降	利用を希望する児童が第 3 子以降の者を優先	5
希望順位	希望順位の高い者を優先	6
待機期間	待機期間の長い者を優先	7
認定保育施設	大和市認定保育施設を利用（一時預かり利用は除く）している者を優先	8
所得	所得の低い世帯を優先	9

※第 3 子とは、「保護者」が養育している全ての子ども（十八歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者）のうち、年齢順に上から 3 番目の子をいいます。なお「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいいます。

※待機期間は、申し込みに必要な書類が全てそろった時点から起算します。

1 1 認定通知書について

(1) 認定通知書の内容

- ・子どものための教育・保育給付を受ける資格を有することを、大和市が認定したことを示す通知書です。
- ・「認定通知書」には**保護者やお子さんの氏名、住所、認定区分、有効期間、必要量、事由**が記載されています。

※1：認定通知書が届いても、施設の利用が決定したわけではありません。利用調整の結果の通知は別途届きます。また、保育所等の利用日や利用時間は、実際に保育が必要となる時間となり、認定通知書の必要量を超える場合は、延長保育利用料などが生じます。

※2：保育の必要性の認定基準は、原則として各月1日時点の状況で判断します。

(2) 認定通知書が交付されたあとの変更

(ア) 在園児の世帯

- ・保護者(世帯)の状況に変更が生じる場合には、原則として変更が生じる前月20日までに必要な資料とともに“子どものための教育・保育給付等認定変更申請書”(以下、「変更申請書」という)をご提出ください。

※原則として翌月の初日より変更します。認定内容の変更は、月途中や遡りで行うことはできません。

- ・内容によっては、利用できる時間、期間、利用者負担額(保育料)や延長保育利用料に変更が生じる場合があります。利用開始後にお仕事を辞められた、妊娠・出産を迎えられる場合などには、必ず保育所等又はほいく課に届出してください。

(イ) 保育所等に申し込み中(転園申込を含む)の世帯

- ・保護者(世帯)の状況に変更が生じた場合は、申込締切日(P.3参照)までに必要な資料とともに変更申請書をご提出ください。
- ・申込締切日に対応した希望月より、変更後の内容で利用調整を行います。(締切までに提出がない場合、内定が取り消される場合もありますのでご注意ください。)

(3) 認定通知書の記載事項

(ア) 認定されている事由と期間

事由1：就労、事由2：出産、事由3：疾病、事由4：介護、事由6：求職中、事由7：就学、事由9：育休 など

※父母で事由が異なる場合は、有効期間や必要量が短い事由で認定されます。

(イ) 認定区分 教育・保育給付認定区分(1号、2号、3号)を表記します。(P.1参照)

(ウ) 保育必要量 必要量とは施設を利用できる時間のことです。

標準時間：11時間 短時間：8時間

(4) 認定期間満了後の在園継続に関するご連絡

- ・認定期間満了後の1日時点で新しい事由による認定をお持ちでない場合、前月末日時点で退園となります。
- ・在園を希望される場合については、期間満了前にP.16「12 在園上の認定資格に係る諸注意」の記載通り、適宜ご対応いただく必要があります。

※お子様が3歳を迎える際の認定区分3号から2号への切り替わりは自動更新となるため除く

(ア) 有効期限満了についてのご連絡

当月末で現在お持ちの認定の有効期限が満了となる場合、ほいく課よりその旨のご連絡を、ショートメッセージサービス(SMS)にて差し上げることがあります。

ほいく課に代表電話として申請している電話番号にのみメッセージをお送りいたしますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

(イ) SMSの発信電話番号

ソフトバンクの携帯をご利用の方には **243056**

ソフトバンク以外の携帯をご利用の方には **05054907035**

こちらの電話番号よりSMSをお送りいたしますので、拒否設定などの対象としないようお願いいたします。



【二次元コード】

SMSの詳細についてはこちら

1 2 在園上の認定資格に係る諸注意

- (1) 保育の必要性や利用者負担額等の算定基準は、原則として、各月の1日時点の状況で判断します。
- (2) 毎年状況確認を行います。別途必要書類をご案内しますので、期限までにご提出ください。
- (3) 上記(2)の状況確認の有無にかかわらず、届出内容等に変更が生じた場合は、速やかにお手続きください。
- (4) 病気や負傷などの理由で利用していて利用期間を延ばす場合は、改めて診断書をご提出ください。
- (5) 出産に係る理由で利用していて出産予定日より遅れて出産した場合は、利用期間を延ばすことができる場合がありますのでご連絡ください。
- (6) 仕事を探すために利用した場合は、認定期間が終わる月の20日までに、「就労証明書」をご提出ください。提出できない場合は、退園となります。
- (7) 育児休業等から復職する場合は、復職から2週間以内に、「育児休業等復職証明書」をご提出ください。提出できない場合は、退園となります。
- (8) 離婚調停中等であることを理由にひとり親として申請を行った場合には、離婚後、速やかに認定変更申請書をご提出ください。なお、離婚調停が不調に終わるなど、離婚していない・離婚調停等を行っていない、または同居をしている場合は、「ひとり親」として取扱うことができません。これらの場合も、速やかに変更のお手続きを行ってください。
- (9) 申込内容が事実と相違する場合等は、10万円以下の過料を科すことがあります。

※認定変更に関するお手続き方法については下記 URL、
または右の二次元コードから詳細を確認できます。

https://www.city.yamato.lg.jp/section/ehon_no_machi/purpose/O/O00039.html



【二次元コード】

認定変更の詳細についてはこちら

1 3 保育所等の利用の仕方について

(1) 保育時間

- ・教育・保育給付認定における保育の必要量は保護者の状況を考慮して決定されます。（例：就労の場合、勤務時間＋移動時間などを含めた時間にて必要量を認定します。）
- ・原則的な保育時間や開園時間（P.22～P.24「大和市保育所等一覧」参照）を超えて利用する場合や土曜日に利用する場合は、利用する施設長に届け出てください。
- ・急きょ土曜日や延長保育を利用する場合は、対応できない場合もありますので、施設と調整の上、事前に届け出てください。

(2) 休園日

- ・原則として、日曜日、国民の祝日及び12月29日から翌年1月3日までの期間です。

(3) 送り迎え

- (ア) 原則として、保護者が行ってください。保護者が送迎できない場合、送迎の時間などが変更になる場合、お休みをする場合は、必ず保育所等にご連絡ください。
- (イ) 毎朝、お子さんの健康状態をよく診て、体調の悪い時は休ませてください。原則、保育所等での与薬は行いません。また、急な発熱や怪我などでお迎えが必要になることもあります。
- (ウ) 車で送迎される場合は、事前に、車での来園の可否を保育所等にご確認ください。

(4) 慣れ保育

- ・利用開始当初はお子さんが環境に慣れるように、少しずつ保育時間を延ばしていくことが基本です（1～2週間程度）。
- ・お子さんと一緒に保護者にも保育に参加していただく場合があります。

(5) 延長保育

- (ア) 認定通知書に記載された保育を利用できる時間を超えて利用する場合は、事前に保育所等へご相談ください。延長保育の時間は、P.22～P.24「大和市保育所等一覧」でご確認ください。
- (イ) 利用者負担額とは別に、延長保育利用料が必要となります。保育所等へお支払いください。

(6) 給食

- (ア) 公立園に通う3歳以上児*で給食の提供を希望されない方は、事前に「給食実施不要届書」の提出が必要です。お早めにご相談下さい。
- (イ) 3歳以上児*は主食費と副食費が実費負担となります。
- (ウ) アレルギー原因食品を除去する必要がある場合は、利用開始前に生活管理指導表等をご提出ください。
- (エ) 医師の診断に基づく、疾病、食物アレルギー及び宗教上の事由以外については、原則としてお弁当をご持参いただくことはできません。

※ 3歳以上児⇒当該年度初日の前日に3歳に達している小学校就学前の児童のこと。

(7) 保育料（利用者負担額）

- ・3歳未満児*の施設利用は、毎月、利用者負担額を納入する必要があります。
- ・3歳以上児の利用者負担額は、幼児教育・保育の無償化に伴い無償となります。無償化については、P.20～P.21をご確認ください。

※ 3歳未満児⇒当該年度初日の前日に3歳に達していない小学校就学前の児童のこと。（当該年度中に3歳に達する小学校就学前の児童であっても、当該年度の年齢区分は3歳未満児とします。）

1 4 3歳未満児の利用者負担額（保育料）について

(1) 決定方法

- (ア) 3歳未満児の利用者負担額は、世帯の市町村民税所得割額、お子さんの年度当初の年齢、認定区分、保育の必要量、兄弟の状況等で決定します。詳しくは、P.18～P.19をご確認ください。
- (イ) 未申告や課税証明書未提出等の理由で市町村民税額が確認できない場合は、該当する年齢の最高階層の利用者負担額で決定します。

※税申告に関するお手続き方法については下記 URL、
または右の QR コードから詳細を確認できます。

https://www.city.yamato.lg.jp/section/ehon_no_machi/purpose/O/O000041.html



【二次元コード】

税申告手順の詳細についてはこちら

- (ウ) 利用者負担額の算定に必要な市民税額を大和市が決定している場合は、各年度の7月中旬時点の課税情報を基に利用者負担額を算出します。市民税額等に変更が生じた場合は、その旨をほいく課認定管理係に届け出てください。
- (エ) 保護者の収入が一定の基準（給与所得等の収入合計額（額面）がひとり親世帯は125万円、その他の世帯は180万円）未満の場合は、同居する祖父母等（住民票上世帯分離している者、多世帯住宅居住者を含む）の市町村民税所得割額を含めて決定します。
- (オ) 保育所等に通うお子さんが疾病・障がい等の理由により、1か月以上登園ができない場合や解雇や死亡のために利用者負担額の支払いが困難となる場合など、一定の基準を満たす場合には、利用者負担額が軽減されます。ほいく課認定管理係にご相談ください。
- (カ) その他私事都合（会社都合の休暇・里帰り出産など）により登園ができない場合であっても利用者負担額がかかります。
- (キ) 利用者負担額以外に延長保育利用料の他、実費負担額等がかかる場合があります。
- (ク) 利用者負担額等の算定基準は、原則として、各月の1日時点の状況で算出します。

(2) 支払い方法

- (ア) 保育所以外の施設を利用する場合は、各施設にお支払いください。大和市外の公立保育所を利用する場合は、施設所在地の自治体へお支払いください。以下は、大和市に支払う場合です。
- (イ) 原則として、口座振替にてお支払いください。振替日は、月末日（土・日・祝日の時は翌金融機関営業日）です。
- (ウ) 口座振替の手続用紙は、利用決定の際にお渡ししますので、金融機関にご提出ください。
- (エ) 口座振替の手続きがされない場合は、納入通知書を送付しますので、金融機関などで月末までにお支払いください。
- (オ) 利用者負担額の納入がない場合は、督促状や催告書の送付のほか、財産の調査（金融機関や勤め先への照会など）などの滞納処分を行うことがあります。

15 利用者負担額（保育料）の階層区分

<2・3号認定>

(単位：円)

教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分				利用者負担額（月額）			
階層	定義			3歳未満児		3歳以上児	
				保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯			0	0		
B	市民税非課税			0	0		
C	A階層には該当しない、市町村民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯	第1階層	48,600円未満	8,000 (4,000)	7,800 (3,900)		
		第2階層	48,600円以上 60,700円未満	10,900 (5,400)	10,700 (5,300)		
		第3階層	60,700円以上 72,800円未満	13,800 (6,900)	13,500 (6,700)		
		第4階層	72,800円以上 84,900円未満	16,700 (8,300)	16,400 (8,200)		
		第5階層	84,900円以上 97,000円未満	19,700 (9,800)	19,300 (9,600)		
		第6階層	97,000円以上 115,000円未満	24,800 (12,400)	24,300 (12,100)		
		第7階層	115,000円以上 133,000円未満	29,900 (14,900)	29,300 (14,600)		
		第8階層	133,000円以上 151,000円未満	35,000 (17,500)	34,400 (17,200)		
		第9階層	151,000円以上 169,000円未満	40,200 (20,100)	39,500 (19,700)		
		第10階層	169,000円以上 202,000円未満	44,100 (22,000)	43,300 (21,600)		
		第11階層	202,000円以上 235,000円未満	48,100 (24,000)	47,200 (23,600)		
		第12階層	235,000円以上 268,000円未満	52,100 (26,000)	51,200 (25,600)		
		第13階層	268,000円以上 301,000円未満	56,100 (28,000)	55,100 (27,500)		
		第14階層	301,000円以上 325,000円未満	57,800 (28,900)	56,800 (28,400)		
		第15階層	325,000円以上 349,000円未満	59,600 (29,800)	58,500 (29,200)		
		第16階層	349,000円以上 373,000円未満	61,400 (30,700)	60,300 (30,100)		
		第17階層	373,000円以上 397,000円未満	63,200 (31,600)	62,100 (31,000)		
		第18階層	397,000円以上 440,000円未満	69,500 (34,700)	68,300 (34,100)		
		第19階層	440,000円以上 483,000円未満	75,800 (37,900)	74,500 (37,200)		
		第20階層	483,000円以上 526,000円未満	82,100 (41,000)	80,700 (40,300)		
		第21階層	526,000円以上	88,500 (44,200)	86,900 (43,400)		

0

() は、利用者負担額を半額とした場合の額

※次に掲げる世帯に該当する場合、次表に掲げる利用者負担額となります。
なお、第2子以降に該当する場合は利用者負担額は無料になります。

- ①母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- ②次に掲げる障がい児（者）の属する世帯（いずれも在宅に限る）
 - ア 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 厚生労働大臣の定めるところにより交付される療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金法に規定する障害基礎年金の受給者
- ③保護者の申請に基づき、生活保護法に規定する要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

(単位：円)

教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分				利用者負担額（月額）			
階層	定義			3歳未満児		3歳以上児	
				保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
C	A階層には該当しない、市町村民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯	第1階層	48,600円未満	4,000	3,900		
		第2階層	48,600円以上 60,700円未満	5,400	5,300		
		第3階層	60,700円以上 72,800円未満	6,900	6,700		
		第4階層の一部	72,800円以上 77,101円未満	8,300	8,200		

0

備考

- 1 階層区分の認定は、保護者及び保護者以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の均等割の額及び所得割の額の合計額により行う。この場合において、4月1日から8月31日までの間は前年度分の市町村民税、9月1日から翌年3月31日までの間は現年度分の市町村民税を基礎として認定する。ただし、調整控除を除く税額控除は適用しない。
- 2 次の施設・事業に在籍している小学校就学前子どもの中で、年齢の高い順位に第1子、第2子、第3子と数え、第2子の利用者負担額は半額（下段（ ）内の額）、第3子以降の利用者負担額は徴収しないものとする。
 - ①認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業）
 - ②特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援及び医療型児童発達支援
- 3 世帯にかかる市民税所得割額が57,700円未満（ただし、※に該当する場合は77,101円未満）であるとき、保護者に監護される者、保護者に監護されていない者、保護者の直系卑属の中で、年齢の高い順位に第1子、第2子、第3子と数える。

16 利用者負担額（保育料）の階層区分の決定等について

- ・利用者負担額の階層区分の決定は、保護者の市町村民税所得割額を基に行います。ただし、利用者負担額の算定の際は、所得割額に税額控除※は適用されないため、所得割額に税額控除額を含めて階層区分の決定をします。（調整控除などは適用されます。）市町村民税所得割額の確認方法は次のとおりです。

※住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除及び配当控除

（１）会社員など勤務先の給与から市県民税を納めている場合

- ・勤務先から６月ごろに渡される『給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）』で確認できます。

（ア）税額控除がないとき

利用者負担額の階層区分の決定は、『所得割額⑥』で行います。

（イ）税額控除があるとき

階層区分の決定は、『税額控除前所得割額④』から調整控除額を差し引いた額で行います。（調整控除額は税額決定・変更通知書の裏面を参照してください。）

市	税額控除前所得割額④	
	税 額 控 除 額 ⑤	
	所 得 割 額 ⑥	
	均 等 割 額 ⑦	
	税額控除前所得割額④	
	税 額 控 除 額 ⑤	
	所 得 割 額 ⑥	
	均 等 割 額 ⑦	

年度	給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）
令和	
所 得 割 額	
税 額 控 除 額	
所 得 割 額	
均 等 割 額	
税 額 控 除 額	
所 得 割 額	
均 等 割 額	

（２）自営業など自身で申告を行い、市県民税を納めている場合

- ・大和市から６月上旬に郵送される『市民税・県民税税額決定・変更通知書』の『市民税・県民税の算出の明細（２）』で確認できます。

（ア）税額控除がないときは、階層区分の決定は、『差引所得割額』で行います。

（イ）税額控除があるときは、階層区分の決定は、『差引所得割額』から税額控除額を加算した額で行います。

市民税・県民税の算出の明細（２）		（単位：円）	
課税標準額	市 民 税 額	県 民 税 額	合 計 額
総 所 得			
山 林 ・ 退 職			
分 離 短 期 一 般			
分 離 短 期 軽 減			
分 離 長 期 一 般			
分 離 長 期 特 定			
分 離 長 期 軽 課			
未 公 開 株 式 等 譲 渡			
上 場 株 式 等 譲 渡			
上 場 株 式 等 の 配 当			
税 額 控 除 額			
差 引 所 得 割 額			
均 等 割 額			
合 計 額			

● 配当割除額・株式等譲渡所得割除額
（所得額より控除しきれなかった配当額及び譲渡割の控除額）
（単位：円）

控 除 不 足 額	
充 当 額	
充 当 し け れ な っ た 額	

（３）会社員で給与所得の他に所得がある等で、（１）と（２）の両方で市県民税を納めている場合

- ・階層区分の決定は、（２）の通知書の該当する額で行います。

17 幼児教育・保育の無償化について

(1) 幼児教育・保育の無償化の内容

利用している施設・サービス	対象（年齢/条件）※1	無償化・助成の内容※2
①子ども・子育て支援新制度対象施設等 （認可保育所・認定こども園（保育所機能部分）・ 家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・ 事業所内保育・企業主導型保育・障害児通園・入 所施設）	0～2 歳/住民税非課税世帯等の子ども	無償
	3～5 歳/全ての子ども	無償
②子ども・子育て支援新制度の幼稚園・ 認定こども園（幼稚園機能部分）	満 3～5 歳/全ての子ども	無償
③子ども・子育て支援新制度対象外の幼稚園		月額 28,000(25,700) ※3 円を上限に助成
④幼稚園預かり保育	3～5 歳/保育の必要性がある世帯の子ども	月額 12,300(11,300) ※3 円を上限に助成
	満 3 歳後最初の 3 月 31 日までの保育の 必要性がある住民税非課税世帯等の子ども	月額 17,700(16,300) ※3 円を上限に助成
⑤大和市認定保育施設	0～2 歳/保育の必要性がある住民税非課税 世帯等の子ども	月額 45,700(42,000) ※3 円を上限に助成
	3～5 歳/保育の必要性がある世帯の子ども	月額 40,300(37,000) ※3 円を上限に助成
⑥認可外保育施設（大和市認定保育施設を除く） 一時預かり、ファミリーサポートセンター、 病児保育	0～2 歳/保育の必要性がある住民税非課税 世帯等の子ども	月額 45,700(42,000) ※3 円を上限に助成
	3～5 歳/保育の必要性がある世帯の子ども	月額 40,300(37,000) ※3 円を上限に助成

- ・③、④及び⑤に係る給付は利用施設が代理して受領するため、保護者のご負担は差額分となります。
- ・⑥に係る給付は、利用実績に基づく償還払い（保護者が市に請求）となります。
- ・請求については、利用施設にお問い合わせください。

※1 年齢は令和9年4月1日時点のもの。ただし、②の幼稚園・認定こども園（幼稚園機能部分）と③に該当する幼稚園では、3歳の誕生日の前日から無償化、助成の対象となります。

※2 通園送迎費・食材料費・行事費等の保護者から実費として徴収しているものは対象外です。

※3 令和8年10月1日から助成する上限額が変更になります。なお、令和8年9月以前の上限額は（ ）内の変更前の金額になります。

(2) 幼児教育・保育の無償化に係る認定申請等

- ・初めて保育所・幼稚園・認定こども園・認可外保育施設等を利用される方、または既に利用されており、認定を受けている方で、認定区分を変更する場合は別途申請が利用開始前に必要となります。

利用又は利用を予定している施設・サービス	対象（年齢/条件）※1	申請書の提出先等
①子ども・子育て支援新制度対象施設等※4 認可保育所・認定こども園（保育所機能部分）・家庭的 保育・小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保 育・障害児通園・入所施設	0～2 歳/住民税非課税世帯等の子ども	ほいく課窓口 ※利用申込を行うことで無償化・助成に係る認 定申請が行われたものとみなされます。 （無償化・助成の対象となるのは利用開始後か らとなります。）
	3～5 歳/全ての子ども	
②子ども・子育て支援新制度の幼稚園・ 認定こども園（幼稚園機能部分）	満 3～5 歳/全ての子ども （幼稚園預かり保育利用料の無償化を希望 する場合は、保育の必要性の認定が必要。 また満 3 歳後最初の 3 月 31 日までの子ど もは住民税非課税世帯等の要件も必要）	利用（予定）施設※2
③子ども・子育て支援新制度対象外の幼稚園		
④認可外保育施設、一時預かり、ファミリーサポート センター、病児保育等※4	0～2 歳/保育の必要性がある住民税非課税 世帯等の子ども	ほいく課窓口※3
	3～5 歳/保育の必要性がある世帯の子ども	

※1 年齢は令和9年4月1日時点のもの。ただし、②の幼稚園・認定こども園（幼稚園機能部分）と③に該当する幼稚園では、3歳の誕生日の前日から無償化、助成の対象となります。

※2 ②及び③の施設では、入園願書が配布されるときに無償化、助成の対象となることの申請書等が同封されていますので、入園の決定後に行われる入園手続きのときに幼稚園へご提出ください。なお、3歳未満の入園の可否については、幼稚園に直接お問い合わせください。

※3 無償化・助成に係る認定申請書を大和市 WEB サイトから入手するか、ほいく課窓口で受領し、ほいく課へ郵送又はご持参ください。

※4 ①の施設の入所申込後、入所までの期間に④の施設を無償化で利用する場合には、別途無償化認定申請が必要です。

- ・認定申請は、原則、遡って申請することはできません。

（対象施設の利用を開始した場合や認定区分の変更を希望する場合で、事実発生日以降に申請があった場合は、原則、申請日（申請を受け付けた日）以降の認定通知書の交付となります。）

- ・必要に応じて、利用施設との契約等にあたり、認定通知書を利用施設に提示してください。



(3) 幼児教育・保育の無償化に伴う3～5歳児の給食費の取扱いについて

- ・ 幼児教育・保育の無償化に伴い利用者負担額（保育料）は無償化されましたが、保育所の給食の材料にかかる費用（給食費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用のため、原則、保育所等を利用する保護者も自ら自宅で子育てを行う保護者と同様にその費用を負担することになります。
- ・ 生活保護世帯、里親、市町村民税非課税世帯に加え、年収 360 万円未満相当世帯の子どもと、全ての世帯の第3子（※1）以降の子どもについては、副食分の費用が免除（※2）されます。

※1 小学校就学前の特定教育・保育施設等（※3）を利用する年長者から第1子とカウント

※2 世帯にかかる市民税所得割額が57,700円未満（ただし、p.18の※に該当する場合は77,101円未満）であるとき

※3 認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、保育所、地域型保育事業、企業主導型保育事業、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅型児童発達支援、児童心理治療施設

18 保育所等の退園について

(1) 退園時の提出書類

- ・ 退園する月の前月までに、「子どものための教育・保育給付等認定取消届」をご提出ください。
- ・ 退園日は原則として、月の末日となります。

(2) 退園となる場合

- ・ 次のいずれかに該当する場合は、施設を退園となります。
 - （ア）集団生活に困難が生じたとき
 - （イ）お子さんがおおむね2ヶ月にわたって休むとき
 - （ウ）利用できる条件を満たさなくなった（保育の必要性がなくなった）とき

(3) 退園後のお手続き

- ・ 退園後、幼稚園（認定こども園の幼稚園機能部分を含む）や認可外保育施設等を利用される際に、無償化認定を希望される方は、退園する月の20日までに手続きが必要です。

(4) 市外に転出された場合

- ・ 大和市が実施する保育サービスが一度終了となるため、退園となります。お手続きとして「子どものための教育・保育給付等認定取消届」を提出していただく必要があります。

- ・ 継続利用手続きについて

次のケースに該当する場合はお手続きを行うことで転出後の継続利用が可能です。いずれの場合も転出先の自治体で大和市内の保育所等を利用する申込手続きを経た場合のみ、それぞれに定める期間まで継続利用が可能となります。

- （ア）保護者が大和市内の事業所に就労する（在勤要件がある）場合は、卒園まで。

※転出後に在勤要件がなくなる場合は、在勤要件がなくなった年度末まで。

- （イ）保護者に在勤要件がなく、引き続き在園を希望される場合は、市外に転出された年度末まで。

※4月1日を市外自治体への転入日とする場合は4月1日時点で大和市民ではないため、前日の3月31日で退園となります。

19 大和市保育所等一覧

認可保育所

地図 位置	施設名	利用 定員	所在地	電話 番号	受け入れ 年齢	開園時間(標準時間) (土曜日)	保育短時間	延長保育 (土曜日)	休日 保育	非定型 的保育	緊急的 保育	屋外 園庭	駐車場
1	大和市立 緑野保育園	100	中央林間西4-27-12	274- 4769	4ヶ月～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (なし)			○	○	
2	大和市立 若葉保育園	130	鶴間1-25-3	261- 3603	4ヶ月～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (なし)			○	○	
3	大和市立 草柳保育園	130	中央6-8-27	264- 1919	4ヶ月～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (なし)		○	○	○	○
4	大和市立 福田保育園	130	福田8-22-5	267- 0995	4ヶ月～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (なし)			○	○	○
5	(福)幸童の会 わらべ保育園	60	下鶴間413-6	273- 0600	8週～ 就学前	7:30～18:30 (7:30～18:30)	8:30～16:30	(朝)7:00から (夜)19:30まで (なし)			○	○	○
6	(株)湘南保育 つきみ野湘南保育園	90	中央林間9-35-37	240- 7185	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (なし)		○	○		○
7	(株)美類 中央林間ハート保育園 ※1	60	中央林間9-17-4	244- 3833	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (19:00まで)			○	○	○
8	SOUキッズケア(株) スクルドエンジェル保育園 中央林間園	80	中央林間9-17-1	204- 4752	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (19:00まで)	○	○	○	○	○
9	(福)勇福福祉会 十六山保育園	90	中央林間6-32-6	274- 2123	4ヶ月～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (なし)		○	○	○	
10	(福)幸童の会 つきみ野すこやか保育園	90	下鶴間525	273- 0400	4ヶ月～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (なし)		○	○	屋上 園庭	
11	(株)モード・プランニング・ジャパン 大和つきみ野駅前 雲母(きらら)保育園	60	つきみ野5-8-6	278- 2860	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (20:00まで)			○	○	○
12	(株)こどもの森 まなびの森保育園中央林間 ※2	80	中央林間9-6-1	275- 0880	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (なし)	○		○	○	○
13	(株)木下の保育 木下の保育園中央林間	84	中央林間4-4-3 小田急マルシェ中央林間4F	259- 0517	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (なし)			○		
14	(株)モード・プランニング・ジャパン 大和中央林間 雲母(きらら)保育園	60	中央林間5-1-20	271- 7133	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (20:00まで)		○	○	○	○
15	SOUキッズケア(株) あーす保育園 中央林間	80	中央林間4-15-15	278- 1275	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:00～16:00	20:00まで (なし)			○		○
16	(株)虹 ほいくえん虹の子	60	中央林間4-16-18	219- 3722	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:00～16:00	20:00まで (なし)			○		
17	(福)わかば健康会 保育園まめわかば	40	中央林間8-4-8	275- 8777	8週～ 2歳7ヵ月	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (なし)		○	○	○	○
18	(株)こどもの森 ウィアまなびの森保育園 中央林間	90	中央林間8-4-39	276- 3600	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (なし)			○	○	○
19	(福)新考会 キンダーガーデンりんかん	80	中央林間3-27-7	277- 8010	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (なし)		○	○		○
20	(福)さとり ナガリスクールT&Y 中央林間	86	中央林間8-2-28	244- 4458	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (なし)		○	○		○
21	(福)晴会 あけぼの保育園	60	中央林間3-1-16	244- 0323	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (なし)		○	○		○
22	(福)わかば健康会 保育園おそらのほっけ	90	中央林間1-21-12	274- 7895	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (なし)			○		○
23	(NPO)もこもこ もこもこ保育園	38	中央林間4-21-3 リミール中央林間	277- 2480	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (なし)			○		
24	(株)こどもの森 まなびの森 中央林間もりのこ保育園	90	中央林間西5-14-14	273- 8066	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (なし)		○	○	○	○
25 (本)	(株)イワサキ・コーポレーション たんぼぼ保育園中央林間	30	中央林間2-10-9	208- 6388	3歳7ヵ月～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (19:00まで)			○		○
25 (分)	(株)イワサキ・コーポレーション たんぼぼ保育園中央林間分園	17	中央林間3-18-4	272- 2821	8週～ 2歳7ヵ月						○		
26	(株)モード・プランニング・ジャパン 大和つきみ野 雲母(きらら)保育園	60	つきみ野3-14-1	278- 2720	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (20:00まで)		○	○	○	○
27	(福)歩育の会 みらいのこども保育園	80	つきみ野1-13-3	200- 7745	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (なし)		○	○	○	○
28	(福)モニカ会 モニカ保育園	128	林間2-6-14	275- 8010	4ヶ月～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～17:00)	8:30～16:30	19:00まで (なし)			○	○	○
29	(学)かつみ学園 木の子保育園	60	下鶴間1816-1	244- 0955	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (なし)			○		○
30	SOUキッズケア(株) あーす保育園 南林間	80	下鶴間1783-300	240- 0833	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:00～16:00	20:00まで (なし)		○	○	○	○
31	(株)HAPPY SMILE ふたば林間保育園	69	林間2-1-1 南林間リバゲイン2F	272- 1140	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (なし)			○		
32 (本)	(株)林檎舎ノア あっぱる園	60	南林間1-8-3 南林間合同ビル2F	272- 2844	2歳7ヵ月～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (19:00まで)			○		
32 (分)	(株)林檎舎ノア あっぱる園分園	18	下鶴間2792-18	409- 0626	8週～ 1歳7ヵ月						○		○
33	(株)日本保育サービス アスク南林間保育園	60	林間1-3-27	278- 1615	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	9:00～17:00	20:00まで (20:00まで)		○	○	屋上 園庭	○
34	(福)さとり 南林間保育園	86	南林間7-21-26	278- 2662	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (なし)		○	○	○	○
35	(株)日本保育サービス アスク鶴間保育園	60	下鶴間2785-10	278- 1223	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	9:00～17:00	20:00まで (20:00まで)		○	○	屋上 園庭	○
36	(株)モード・プランニング・ジャパン 大和南林間 雲母(きらら)保育園	60	南林間1-13-6	271- 7221	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (20:00まで)		○	○	屋上 園庭	○
37	(福)わかば健康会 保育園おひさまのほっぺ	60	下鶴間2748-2	264- 3667	8週～ 就学前	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (なし)			○	屋上 園庭	○

認可保育所

地図 位置	施設名	利用 定員	所在地	電話 番号	受け入れ 年齢	開園時間（標準時間） （土曜日）	保育短時間	延長保育 （土曜日）	休日 保育	非定型 の保育	緊急的 保育	屋外 園庭	駐車場
38 (本)	(南)ひまわり保育園 大和ひまわり保育園	36	西鶴間1-14-9 1~2F	276- 0008	3歳7ヵ月~ 就学前	7:00~18:00 (7:00~18:00)	8:30~16:30	20:00まで (なし)			○		○
38 (分)	(南)ひまわり保育園 大和ひまわり保育園分園	24	西鶴間1-4-3 1F	276- 3883	8週~ 2歳7ヵ月						○		○
39	(福)県央福祉会 西鶴間保育園	86	西鶴間4-12-34	206- 5524	2歳7ヵ月~ 就学前	7:00~18:00 (7:00~18:00)	8:30~16:30	20:00まで (なし)		○	○		○
	(福)県央福祉会 西鶴間保育園分園	30	西鶴間4-12-33 ライラックプラザ 1F	206- 5524	8週~ 1歳7ヵ月							○	○
40	(福)さとろ 若草保育園 ※3	72	西鶴間8-4-20	276- 1050	4ヶ月~ 就学前	7:00~18:00 (7:00~18:00)	8:30~16:30	19:00まで (なし)			○	○	
41	(株)日本保育サービス アスク大和東保育園	70	大和東2-7-11	200- 3501	8週~ 就学前	7:00~18:00 (7:00~18:00)	9:00~17:00	20:00まで (20:00まで)		○	○	○	○
42	(福)真澄児童福祉会 深見台保育園	120	深見台4-10-23	263- 9300	4ヶ月~ 就学前	7:00~18:00 (7:00~18:00)	8:30~16:30	20:00まで (なし)			○	○	○
43 (本)	(NPO)さくらの森・親子サポ-トネット さくらの森保育園	60	桜森3-5-25	259- 5206	8週~ 就学前	7:00~18:00 (7:00~18:00)	8:30~16:30	20:00まで (なし)		○	○		○
43 (分)	(NPO)さくらの森・親子サポ-トネット さくらの森保育園分園	31	桜森3-4-13 桜森スクエアⅢ 1F	204- 7608	8週~ 就学前	7:00~18:00 (7:00~18:00)	8:30~16:30	20:00まで (なし)			○		○
44	(株)EDU 大和はいろ保育園	80	中央3-1-6	240- 1377	8週~ 就学前	7:00~18:00 (7:00~18:00)	8:30~16:30	20:00まで (19:00まで)			○		○
45	(株)フレストウィン さなぎっこ保育園	39	大和東3-7-2	263- 3830	8週~ 就学前	7:00~18:00 (7:00~18:00)	8:30~16:30	20:00まで (なし)			○		
46	(株)Ohana 大和オハナ保育園	60	大和東1-6-7 木曾ビル2F	262- 3455	8週~ 就学前	7:00~18:00 (7:00~18:00)	8:00~16:00	19:00まで (なし)			○		○
47	(株)理究 バレット保育園・大和	60	大和東1-7-22 ますみビル1~3F	262- 7870	4ヶ月~ 就学前	7:00~18:00 (7:00~18:00)	8:30~16:30	20:00まで (なし)			○		○
48	(株)Balance とこちゃん保育園	68	大和南1-16-25	244- 3638	4ヶ月~ 就学前	7:00~18:00 (7:00~18:00)	8:30~16:30	20:00まで (なし)		○	○		○
49	(株)日本保育サービス アスク大和南保育園	60	大和南2-2-9	200- 3052	8週~ 就学前	7:00~18:00 (7:00~18:00)	9:00~17:00	20:00まで (20:00まで)	○	○	○	屋上 園庭	○
50	(株)日本保育サービス アスク大和保育園	50	中央1-4-19-2 F	200- 2183	8週~ 2歳7ヵ月	7:00~18:00 (7:00~18:00)	9:00~17:00	20:00まで (20:00まで)		○	○		○
51	(福)県央福祉会 公私連携型保育所なつぼし	60	中央1-5-14	260- 1055	8週~ 2歳7ヵ月	7:00~18:00 (7:00~18:00)	8:30~16:30	20:00まで (20:00まで)	○	○	○	屋上 園庭	○
52	(株)モード・プランニング・ジャパン 大和深見台 雲母(きらら)保育園	60	深見台1-7-2	200- 5935	8週~ 就学前	7:00~18:00 (7:00~18:00)	8:30~16:30	20:00まで (20:00まで)		○	○	○	○
53	(福)新考会 キンダーガーデンやまと	75	中央6-1-5	200- 5810	8週~ 就学前	7:00~18:00 (7:00~18:00)	8:30~16:30	20:00まで (なし)		○	○		○ (事前 申請)
54	(株)EDU 桜ヶ丘はいろ保育園	80	福田2-33-6	200- 7933	8週~ 就学前	7:00~18:00 (7:00~18:00)	8:30~16:30	20:00まで (19:00まで)			○	○	○
55	(株)ステーション 桜ヶ丘ゆめいろ保育園	65	福田5506-2 ドルチェ桜ヶ丘A棟1F	268- 3911	8週~ 就学前	7:00~18:00 (7:00~18:00)	8:30~16:30	19:00まで (なし)			○		○
56	(福)優和会 もみの木保育園	97	福田5-17-1	268- 8808	4ヶ月~ 就学前	7:00~18:00 (7:00~18:00)	9:00~17:00	19:00まで (なし)		○	○	○	時間帯 限定
57	(福)寿会 渋谷保育園	90	福田6002	267- 1243	4ヶ月~ 就学前	7:00~18:00 (7:00~18:00)	8:30~16:30	20:00まで (なし)			○	○	○
58	(株)モード・プランニング・ジャパン 大和高座渋谷 雲母(きらら)保育園	60	下和田1248-2	279- 5220	8週~ 就学前	7:00~18:00 (7:00~18:00)	8:30~16:30	20:00まで (20:00まで)		○	○	○	○ (事前 申請)
59	(株)こどもの森 まなびの森 高座渋谷もりのこ保育園	60	渋谷4-6-7	267- 7775	8週~ 就学前	7:00~18:00 (7:00~18:00)	8:30~16:30	20:00まで (なし)		○	○	○	○
60	(株)ステーション 高座渋谷ゆめいろ保育園	55	渋谷6-12-2 ラ・プリマステラ2F	259- 6415	8週~ 就学前	7:00~18:00 (7:00~18:00)	8:30~16:30	19:00まで (なし)			○		○
61	SOUキッズケア(株) スクルドエンジェル保育園 高等町園	80	渋谷8-14-12	206- 5754	8週~ 就学前	7:00~18:00 (7:00~18:00)	8:30~16:30	20:00まで (19:00まで)			○	○	○
62	(福)紫苑会 下和田保育園	30	下和田262	267- 7510	3歳7ヵ月~ 就学前	7:30~18:30 (7:30~18:30)	8:30~16:30	なし (なし)			○	○	○

注意 休日保育の欄に「○」が付いている施設は、通常は他の保育所等を利用している方でも保護者が仕事などにより、日曜や祝日に常態的に保育を必要とする場合に利用できる施設です。公私連携型保育所なつぼしは2歳児までの低年齢児保育所ですが、非定型的保育、緊急的保育及び休日保育については就学前児童まで受け入れます。

※1：中央林間ハート保育園は児童発達支援事業所「カンガルー療育支援室 大和ステーション」が併設されています。

※2：まなびの森保育園中央林間は児童発達支援事業所「まなびの森キラリ中央林間」が併設されています。

※3：若草保育園は園舎建替を予定しています。詳しくは施設へお問い合わせください。

幼保連携型認定こども園

地図 位置	施設名	利用 定員	所在地	電話 番号	受け入れ 年齢	開園時間（標準時間） （土曜日）	保育短時間	延長保育 （土曜日）	休日 保育	非定型 の保育	緊急的 保育	屋外 園庭	駐車場
63	(学)大和学園 聖セシリアこども園	90	南林間3-10-1	275- 8036	1歳7ヵ月~ 就学前	7:30~18:30 (7:30~18:30)	8:30~16:30	19:00まで (19:00まで)				○	○
64	(学)高座学園 認定こども園 高座みどり幼稚園	86	南林間2-14-8	274- 0372	8週~ 就学前	7:00~18:00 (7:00~18:00)	8:30~16:30	20:00まで (なし)				○	○

幼稚園型認定こども園

地図 位置	施設名	利用 定員	所在地	電話 番号	受け入れ 年齢	開園時間（標準時間） （土曜日）	保育短時間	延長保育 （土曜日）	休日 保育	非定型 の保育	緊急的 保育	屋外 園庭	駐車場
65	(学)古木学園 認定こども園 中央林間幼稚園	19	中央林間6-7-13	274- 1177	3歳7ヵ月~ 就学前	7:30~18:30 (なし)	9:00~17:00	なし (なし)				○	
66	(学)つきみ野学園 認定こども園 つきみ野幼稚園	50	中央林間8-14-21	275- 1355	3歳7ヵ月~ 就学前	7:30~18:30 (7:30~18:30)	9:00~17:00	なし (なし)				○	○
67	(学)大和中央学園 幼稚園型認定こども園 やなぎ幼稚園	30	中央5-9-5	262- 1068	3歳7ヵ月~ 就学前	7:30~18:30 (なし)	9:00~17:00	なし (なし)				○	○

小規模保育事業

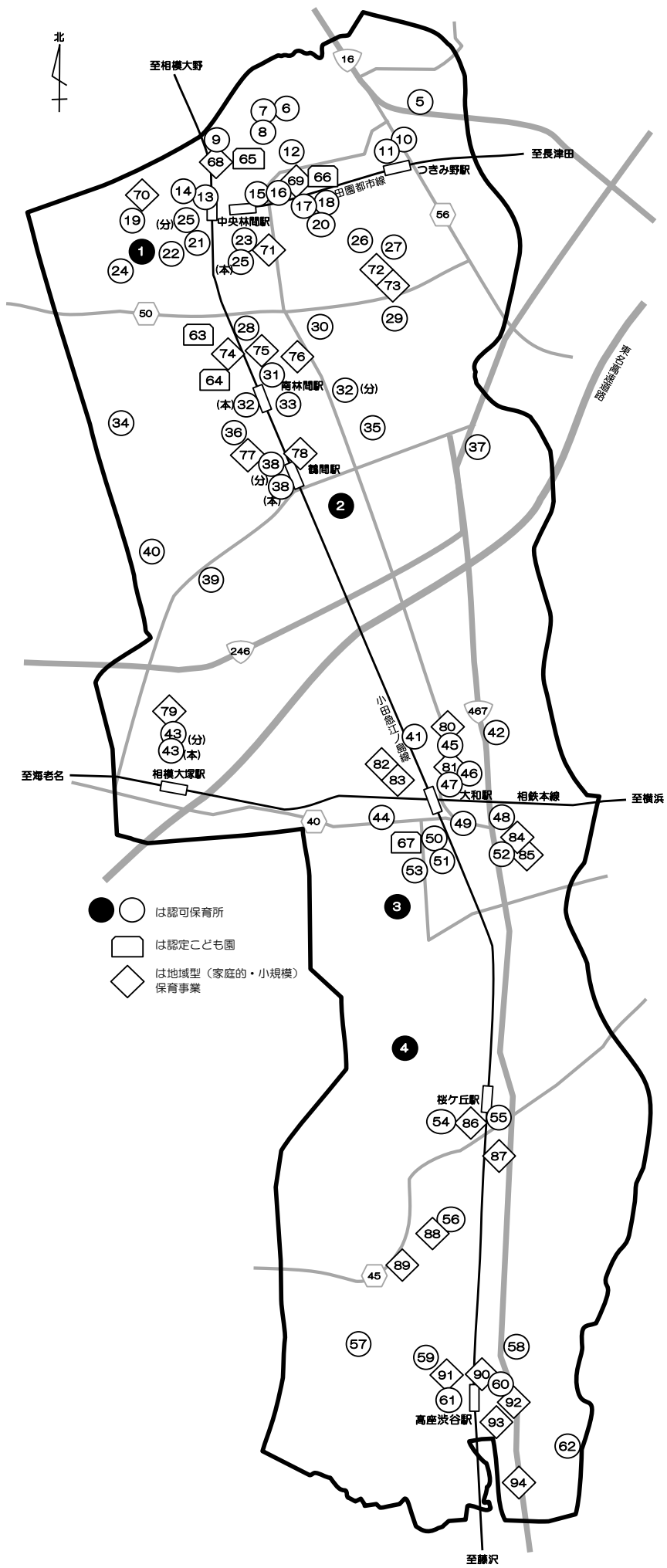
地図 位置	施設名	利用 定員	所在地	電話 番号	受け入れ 年齢	開園時間（標準時間） （土曜日）	保育短時間	延長保育 （土曜日）	休日 保育	非定型 的保育	緊急的 保育	屋外 園庭	駐車場
68	SOUキッズケア(株) 保育ルームFelice中央林間園	19	中央林間6-2-12	259- 7471	8週～ 2歳児	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (19:00まで)			○		時間帯 限定
69	(株)Balance とこちゃん おむすび保育園	19	中央林間8-25-8 LAPLA中央林間ビル206号	240- 0873	4ヶ月～ 2歳児	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (なし)			○		時間帯 限定
70	(株)湘南保育 大和湘南保育園	19	中央林間3-23-12 パークアベニュー1F	259- 7741	6ヶ月～ 2歳児	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (なし)			○		時間帯 限定
71	(株)グラシム まあむベビーズ中央林間	19	中央林間4-29-35 サラサン中央林間1F	244- 5560	8週～ 2歳児	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (なし)			○		○
72	(株)アミー アミー保育園つきみ野園	19	つきみ野1-6-9	205- 4330	8週～ 2歳児	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (なし)			○		
73	(株)マザーグース マザーグースつきみ野保育園	19	つきみ野1-6-9	240- 1318	8週～ 2歳児	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (なし)			○		
74	(一社)未来会 みらいみなみりんかん保育園	19	南林間2-3-14	200- 8730	1歳児～ 2歳児	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (19:00まで)			○		○
75	(株)興学社 プリンス保育園南林間	19	林間2-1-25 ルックハイツ南林間201	271- 5161	5ヶ月～ 2歳児	7:30～18:30 (7:30～18:30)	8:30～16:30	19:30まで (なし)					
76	東食品(株) はなえみ保育園 南林間	19	林間1-20-13 シーザースパレス103	240- 7326	1歳児～ 2歳児	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (なし)			○		
77	SOUキッズケア(株) 保育ルームFelice大和園	19	西鶴間1-8-2 ドルチェK1F	272- 0829	8週～ 2歳児	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (19:00まで)			○		
78	(株)HAPPY SMILE あおば保育園	15	鶴間2-3-22 ヴェルドミール南林間1F	272- 5773	8週～ 2歳児	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (なし)			○		○
79	(NPO)さくらの森・親子塾・トネット さくらのつぼみ保育園	9	上草柳176-4 ヴェルドミール103	283- 5304	8週～ 2歳児	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	20:00まで (なし)			○		○
80	(株)ふあみりあ よつばベビーななせ	19	大和東3-15-5	404- 9033	8週～ 2歳児	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (なし)			○		○
81	(福)横浜YMCA福祉会 大和YMCA保育園	19	大和東3-3-16	206- 4323	8週～ 2歳児	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (なし)			○		
82	(株)ソーシエ ほとふ大和	19	中央2-6-17	200- 6222	8週～ 2歳児	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:00～16:00	19:00まで (なし)			○		○
83	(株)ソーシエ ほとふ大和 第2	19	中央2-6-17 2F	200- 3801	8週～ 2歳児	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:00～16:00	19:00まで (なし)			○		○
84	(株)Balance とこちゃん のりまき保育園 ★1	19	深見台1-5-4	080- 7600- 7505	4ヶ月～ 2歳児	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (なし)			○		○
85	(株)Balance とこちゃん おだんご保育園 ★1	19	深見台1-5-4	080- 7325- 2755	4ヶ月～ 2歳児	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (なし)			○		○
86	菊トピラ はひふへ保育園 さくらがおか園	19	福田2-4-1 サンモール桜ヶ丘1F	244- 4903	8週～ 2歳児	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:00～16:00	19:00まで (なし)			○		○
87	菊トピラ はひふへ保育園かみわだ園	19	上和田1800-3 第二セゾン松本1F	200- 7355	8週～ 2歳児	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:00～16:00	19:00まで (なし)			○		○
88	(学)健やか学園 モミヤマ保育所	9	福田5-17-2	269- 4345	1歳児～ 2歳児	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (なし)			○	共用 園庭	○
89	(株)メーティス・リル スクルドエンジェル保育園 大和代官園	19	代官2-16-12 レインボービル 2F	204- 9400	6ヶ月～ 2歳児	7:00～18:00 (7:00～18:00)	9:00～17:00	19:00まで (なし)			○		○
90	(株)ステーション なないろ保育園	19	渋谷6-12-5 保田ビル2F	267- 7716	8週～ 2歳児	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (なし)					○
91	SOUキッズケア(株) スクルドエンジェル保育園 高座渋谷園	19	渋谷5-38-3	205- 7377	8週～ 2歳児	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (19:00まで)			○		○
92	アートチャイルドケア(株) アートチャイルドケア 大和第2くれよん保育園	19	渋谷7-1-6 佐藤ビル2F	204- 8102	8週～ 2歳児	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (なし)					○
93	アートチャイルドケア(株) アートチャイルドケア 大和くれよん保育園	19	渋谷7-8-4	240- 1864	8週～ 2歳児	7:00～18:00 (7:00～18:00)	8:30～16:30	19:00まで (なし)					○
94	(株)フォー・ワン ハミングぎっず	18	下和田763-4	269- 7423	6ヶ月～ 2歳児	7:00～18:00 (7:00～18:00)	9:00～17:00	19:00まで (19:00まで)			○		○

★1：とこちゃんのにりまき保育園・とこちゃんおだんご保育園は児童発達支援事業所「児童発達支援おむすびころりん」が併設されています。

土曜日の保育については、複数の施設合同での保育となる場合があります(31と78、43と79、48と84と85、55と60と90、61と91、86と87、92と93)



20 大和市保育所等地図



21 利用できる年齢が2歳までの施設について（令和10年4月向け連携施設一覧）

- 大和市には、利用できる年齢が2歳（満3歳になる年の年度末）までの施設が「地域型保育事業（小規模保育事業）」と「低年齢児保育所」の2種類あります。

（1）地域型保育事業

- 地域型保育事業については、卒園後の利用施設として、各地域型保育事業所が協定を結んでいる幼稚園、認定こども園、保育所（以下「連携施設」という。）があります。

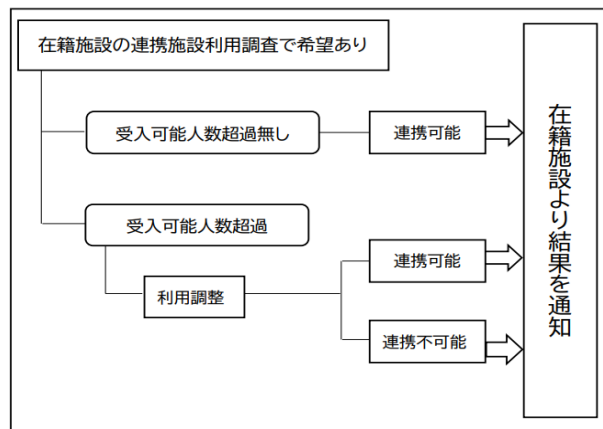
- 【連携施設の利用希望】卒園予定児童が所属する施設（以下「在籍施設」）が保護者向けに希望調査（例年8月頃に実施）を行います。

連携施設の受入可能人数内の場合は、その結果を在籍施設からお伝えし、受入可能人数を超過した場合は、利用調整を行った後に在籍施設が、その結果を通知します。

（例年9月頃にお知らせ）。

- 連携施設である保育所等の利用が内定した方は、4月の申し込み手続きが必要となりますのでご注意ください。

例：連携施設である保育所等の受入可能人数が1名のところ、利用を希望する方が2名以上の場合、その希望者のみを対象に利用調整を行います。



地域型保育事業（2歳定員）	連携施設（受入可能人数）	
とこちゃん のりまき保育園(8) とこちゃん おだんご保育園(8)	大和オハナ保育園(1)・キンダーガーデンやまと(3)・ やなぎ幼稚園(幼稚園機能部分)(5)・モミヤマ幼稚園(16) 大和小鳩幼稚園(16)	とこちゃん 保育園(6)
とこちゃん おむすび保育園(8)	つきみ野幼稚園(幼稚園機能部分)(2)・松原学園幼稚園(8) 中央林間幼稚園(保育所機能部分)(1)	
ハミングきっず(8)	大和あけぼの幼稚園(8)・渋谷保育園(1)	
大和湘南保育園(8)	松原学園幼稚園(9)・つきみ野湘南保育園(1)	
さくらのつぼみ保育園(3)	さくらの森保育園(1)・さくらの森保育園(分園)(2)・でんえん幼稚園(2)	
なないろ保育園(8)	高座渋谷ゆめいろ保育園(1)・桜ヶ丘ゆめいろ保育園(4)・渋谷保育園(1)・ 大和みどりが丘幼稚園(6)	
アートチャイルドケア大和くれよん保育園(7) アートチャイルドケア大和第2くれよん保育園(8)	大和あけぼの幼稚園(15)	
プリンス保育園南林間(8)	アスク南林間保育園(1)・つきみ野幼稚園(幼稚園機能部分)(2)・大和山王幼稚園(8)・ 聖セシリアこども園(幼稚園機能部分)(3)	
まあむベイビーズ中央林間(8)	つきみ野幼稚園(幼稚園機能部分)(2)・松原学園幼稚園(8)・中央林間幼稚園(保育所機能部分)(1)	
あおば保育園(6)	ふたば林間保育園(3)・大和山王幼稚園(6)	
大和 YMCA 保育園(8)	大和幼稚園(8)	
ぼとふ大和(8)	大和幼稚園(11)	
よつばベビーななせ(8)	大和幼稚園(11)	
保育ルーム Felice 大和園(8)	大和山王幼稚園(11)	
保育ルーム Felice 中央林間園(8)	つきみ野幼稚園(幼稚園機能部分)(2)・聖セシリアこども園(幼稚園機能部分)(4)・ スクルドエンジェル保育園中央林間園(2)	
ぼとふ大和 第2(8)	大和幼稚園(11)	
はひふへ保育園かみわだ園(8)	大和あけぼの幼稚園(9)・モミヤマ幼稚園(3)	桜ヶ丘はないろ保育園(1)
はひふへ保育園さくらがおか園(8)	大和あけぼの幼稚園(9)・モミヤマ幼稚園(2)	
アミー保育園つきみ野園(8)	大和山王幼稚園(11)	
マザーグースつきみ野保育園(8)	大和山王幼稚園(8)・みらいのこども保育園(1)	
スクルドエンジェル保育園大和代官園(8)	大和桜ヶ丘幼稚園(8)・桜ヶ丘はないろ保育園(1)・スクルドエンジェル保育園高等町園(1)	
モミヤマ保育所(5)	モミヤマ幼稚園(5)	
スクルドエンジェル保育園高座渋谷園(8)	大和あけぼの幼稚園(9)・スクルドエンジェル保育園高等町園(1)	
みらいみなみりんかん保育園(10)	聖セシリアこども園(幼稚園機能部分)(3)・スミレ幼稚園(4)・松原学園幼稚園(3)	
はなえみ保育園 南林間(10)	大和山王幼稚園(5)・つきみ野幼稚園(幼稚園機能部分)(2)・スミレ幼稚園(4)・ ふかみ幼稚園(2)・聖セシリアこども園(幼稚園機能部分)(2)	

次のことについて、ご注意ください。

- ① 連携施設の利用を希望する場合、保育・教育内容の確認や実費負担等については、希望する連携施設から説明を受けて下さい。
- ② 聖セシリアこども園は受入可能人数を調整する可能性があります。
- ③ 連携施設及び連携の受入可能人数については、保育所等の整備状況等により変更となる場合がありますので予めご了承ください。
- ④ 連携施設の内定辞退は原則できないため、ご注意ください（幼稚園機能部分含む）。

(2) 低年齢児保育所

- ・「地域型保育事業」と異なり、連携施設はありません。
- ・卒園後も他の保育所等の利用を希望する場合は、新規の申し込みと同様の手続きが必要です。

低年齢児保育所		
アスク大和保育園	保育園まめわかば	公私連携型保育所ななつぼし

2.2 保育所の分園について

- ・分園とは中心保育所（本園）と離れていますが、一体的に運営されている保育施設です。
- ・大和市では、分園を設置している施設のうち、受入年齢の重複があるかによって「進級型分園」と「単独型分園」の2種類があります。

(1) 進級型分園

- ・分園と本園で受入年齢が異なるため、分園を利用後、自動的に本園に移ることになります。そのため、利用調整においては「同一の保育所」としての取り扱いになります。

地図位置	施設名	経営主体	受入年齢					
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
25(本)	たんぽぽ保育園中央林間	(株)イワサキ・コーポレーション	-	-	-	○	○	○
25(分)	たんぽぽ保育園中央林間分園	//	○	○	○	↑ 継続利用		
32(本)	あっぱる園	(株)林檎舎ノア	-	-	○	○	○	○
32(分)	あっぱる園分園	//	○	○	↑ 継続利用			
38(本)	大和ひまわり保育園	(有)ひまわり保育園	-	-	-	○	○	○
38(分)	大和ひまわり保育園分園	//	○	○	○	↑ 継続利用		
39	西鶴間保育園	(福)県央福祉会	-	-	○	○	○	○
	西鶴間保育園分園	//	○	○	↑ 継続利用			

(2) 単独型分園

- ・一体的に運営はされますが、分園・本園ともに0～5歳児を受入れる施設のため、利用調整においては「別々の保育所」としての取り扱いになります。

地図位置	施設名	経営主体	受入年齢					
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
43(本)	さくらの森保育園	(NPO)さくらの森・親子サポートネット	○	○	○	○	○	○
43(分)	さくらの森保育園分園	//	○	○	○	○	○	○

(3) 各施設の取り扱いの違い

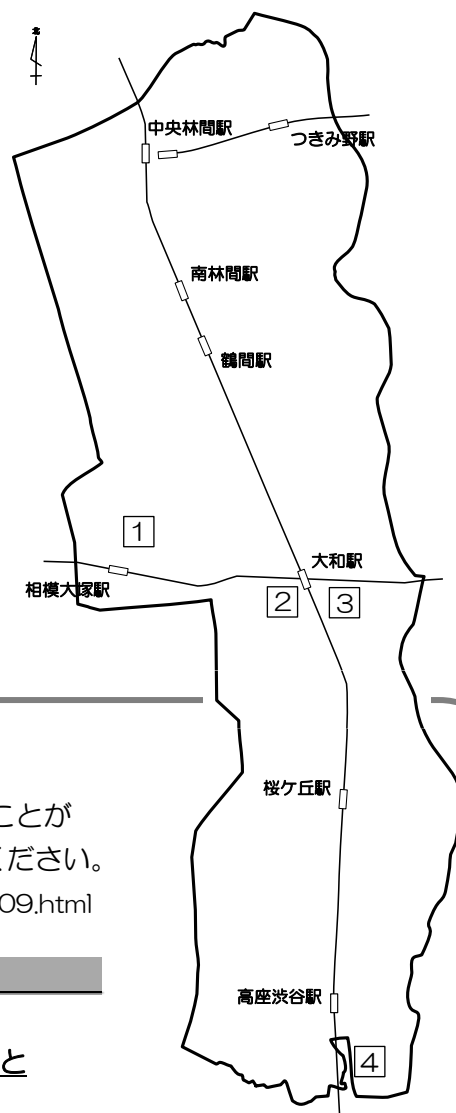
申込のケース	進級型分園	単独型分園
申込を希望する場合	・受入年齢のある施設を記入してください。	・本園・分園をそれぞれ希望する場合は各施設を記入してください。
分園から本園（本園から分園）へ転園を希望する場合	・分園と本園で受入年齢が異なるため、希望することはできません。	・保育所等変更申込書等を市に提出のうえ、利用調整（調整指数における「転園」が適用）を経て決定します。
兄弟姉妹2人以上での申込で同じ施設を希望した場合	・年齢によって本園・分園で審査します。	・本園・分園それぞれ別々の保育所として審査します。（例：上の子が本園に内定した場合、下の子は分園では審査しません）
兄弟姉妹が本園（分園）に通っていて分園（本園）を希望する場合	・「同一の保育所」としての取り扱いのため、調整指数の「兄弟姉妹」を加算します。	・「別々の保育所」としての取り扱いのため、「兄弟姉妹」の加算は対象外です。（本園に通っていて本園を希望する場合は加算になります。分園も同様です。）

23 大和市認定保育施設一覧と保育料補助制度について

- ・大和市認定保育施設とは、認可外保育施設のうち大和市が定めた一定の基準を満たしている施設です。

◆大和市認定保育施設一覧◆

地図位置	施設名	定員	所在地	電話番号	受け入れ年齢	開園時間 (土曜日)
1	(福) プレマ会 ばおばぶ風の子保育園	72	桜森3-4-4	283-6507	6ヶ月～	7:00～19:30 (7:30～19:30)
2	(有) 恵権 めばえ保育園	52	中央 1-1-12	200-1030	2ヶ月～	7:00～18:00 (8:00～18:00)
3	(園) 宇野 玉江 ヤマト保育園	25	深見台 1-2-8	264-6661	12ヶ月～	7:30～18:30 (なし)
4	(株) フォー・ワン 保育ルーム ハミング	12	下和田 763-4	269-7423	6ヶ月～	7:00～19:00 (なし)



大和市認定保育施設保育料補助制度

市の財政状況により令和9年度以降、保育料補助制度が見直しとなる場合があります。変更になった場合は、下記 URL に掲載しますのでご確認ください。

https://www.city.yamato.lg.jp/section/ehon_no_machi/purpose/O/000009.html

1. 補助の対象について

- ・次の条件にすべて該当する保護者が対象です。

- ① 保護者及び児童が大和市内に在住し、かつ住所を有していること
- ② 以下(ア)又は(イ)のいずれかの認定を受けていること
 - (ア) 子どものための教育・保育給付認定の2号又は3号認定を受けていること
 - (イ) 子育てのための施設等利用給付認定の新2号又は新3号認定を受けていること
- ③ 児童の年齢が0～3歳児（令和9年度は令和5年4月2日以降に生まれた児童）であること

※年度途中で入所し、その時点で誕生日を迎えており、満4歳に達していても、その年度中は補助の対象とします。

2. 補助金額等について

- ・補助対象者に対し、各認定保育施設が定める保育料の一部として月額 10,000 円を上限として補助します。（幼児教育・保育無償化の対象の場合は、各認定保育施設が定める保育料から幼児教育・保育無償化対象額を控除した自己負担額で 10,000 円が上限）

※補助対象の要件を満たし、かつ児童が月の初日に認定保育施設に在籍していることが条件です。

3. 補助金の申請及び交付方法について

- ・補助の対象となる保護者より、在籍している認定保育施設に「認定通知書（2号認定もしくは3号認定又は新2号認定もしくは新3号認定）」をご提出いただくことで、毎月、各認定保育施設に納める保育料のうち補助金額分として 10,000 円を上限に減額されます。

手続きについては、各認定保育施設にお問い合わせください。

24 その他の保育サービス

(1) 休日保育

・次のいずれにも該当する場合に利用できます。

- ① 保護者のいずれも就労などのため、休日に常態的に保育を必要とする児童。
- ② 子どものための教育・保育給付認定（2号、3号）を受けており、保育所等を利用する児童。

※市内在住で市外の保育所等を利用する児童及び市外在住で市内の保育所等を利用する児童も含む

<実施場所・実施内容>

まなびの森保育園中央林間 中央林間9-6-1 電話 046-275-0880 開園日 日曜日、祝日（12月29日～1月3日を除く） 受入年齢 0歳（8週）から小学校就学前まで		
アスク大和南保育園 大和南2-2-9 電話 046-200-3052 開園日 日曜日、祝日、年末（12月29日～12月31日） 受入年齢 満1歳から小学校就学前まで		
公私連携型保育所ななつぼし 中央1-5-14 電話 046-260-1055 開園日 日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日） 受入年齢 0歳（8週）から小学校就学前まで		
スクルドエンジェル保育園中央林間園 中央林間9-17-1 電話 046-204-4752 開園日 日曜日、祝日、年末年始（1月1日、2日を除く。12月31日は短時間保育時間のみ） 受入年齢 0歳（8週）から小学校就学前まで		

※延長保育の利用を希望する場合は実施施設へご相談ください。利用には延長保育利用料が必要です。

<注意点>

- ・休日保育を利用する場合は、平日に保育を利用しない日を設けるようにしてください。
- ・利用する児童の年齢や実施施設の行事等の状況により、受け入れ人数には制限があります。
- ・利用申込は申し込み順に受け付けます。
- ・急遽、利用をキャンセルされる場合は、利用前日の午後5時までに必ず実施施設へ連絡をしてください。（お子さんの体調不良など、当日にキャンセルが必要な場合は、午前9時までに連絡をしてください。）無断でのキャンセルは、実施施設のほか、他の利用希望者にも迷惑がかかりますので、実施施設へ必ずご連絡していただくようお願いいたします。

<休日保育の手続き方法>

○利用登録

- ①手続き方法や必要書類については実施施設へ電話でご確認ください。
- ②利用申込前に「休日保育利用登録申込書」を実施施設へご持参ください。

○利用申込

〈受付期間〉 利用希望月の前月 20 日～月末日（20 日が土・日・祝日の場合は、次の平日）

〈受付時間〉 午前9時～実施施設の開園時間内まで

- ①受付期間内に実施施設へ電話で予約をしてください。
- ②その後、受付期間内に「休日保育利用申込書※1」「休日勤務（予定）証明書又は申立書※2」を実施施設へ持参又は郵送でご提出ください。

※1 在籍施設長等の確認印が必要です。なお、新規に保育所等を利用する場合は、在籍施設長等の確認印が得られないため、書類のご提出は初回の休日保育利用日までに行ってください。

※2 大和市へ提出した保護者それぞれの「就労証明書」で、常態的に休日保育を必要とすることが確認できる場合は、ご提出は不要です。確認できない場合は、保護者それぞれについて、いずれかの提出が必要です。

注意・補足事項

- ・利用登録及び利用申込は利用する施設ごとに行ってください。
- ・実施施設によっては追加で書類の提出を求められる場合があります。
- ・申し込み時点で利用可能人数の上限に達している日については、利用する施設へ申込期間内に申し出ていただければキャンセル待ちを受け付けます。
- ・申込書類の様式等のダウンロードは下記 URL 及び二次元コードから可能です。

https://www.city.yamato.lg.jp/section/ehon_no_machi/purpose/0/000020.html



【二次元コード】



(2) 一時預かり

- ・保育所等や幼稚園に通われていないお子さんを対象^{※1}として、ご家庭での保育が一時的に困難となった場合や、子育てにおける保護者の負担軽減のために、お子さんをお預かりする制度^{※2}です。
- ・大和市の一時預かりには以下の2種類の形式があります。

※1 原則として、週末や夏休み等、在籍している園が閉園している場合には、一時預かり事業を利用できます。

※2 1日に受け入れられる人数には限りがあるため、希望する施設の受入れ状況によっては利用できない場合があります。

【緊急的保育】

- ・一時的に保育が必要となった場合などに利用できます。

実施施設	P.22～P.24「大和市保育所等一覧」又は下記大和市 WEB ページでご確認ください。
対象児童	実施施設にお問い合わせいただくか、下記大和市 WEB ページでご確認ください。
利用方法	① 利用を希望する一時預かり実施施設へご連絡ください。 ② 実施施設へ必要書類を提出し、面接を行ってください。
利用料金	実施施設にお問い合わせいただくか、下記大和市 WEB ページでご確認ください。

【非定型的保育】

- ・週に何日か保育が必要な状況が一定期間、継続的に発生する場合に利用できます。

実施施設	P.22～P.24「大和市保育所等一覧」又は下記大和市 WEB ページでご確認ください。
対象児童	実施施設にお問い合わせいただくか、下記大和市 WEB ページでご確認ください。
利用方法	① 利用を希望する保育所等へご連絡ください。 ② 実施施設へ必要書類を提出し、面接を行ってください。
利用料金	実施施設にお問い合わせいただくか、下記大和市 WEB ページでご確認ください。

- ・実施施設の一時預かりの空き状況については、直接施設にお問い合わせください。

- ・一部の詳細情報については大和市 WEB ページでもご確認いただけます。

(各施設の受入条件や利用料等を確認できる一覧表(PDF 形式)が掲載されています。)

URL : https://www.city.yamato.lg.jp/section/ehon_no_machi/purpose/〇/〇〇〇〇19.html



[二次元コード]

- ・一時預かりの利用料^{*}は無償化制度の対象となる場合があります。

無償化制度の詳細についてはP.20～P.21をご確認ください。

※実費負担額(食事代等)は制度の対象外となります。

(3) こども誰でも通園制度

- ・こども誰でも通園制度とは、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件などを問わず、保育所等を柔軟に利用できる制度です。
- ・対象は、0歳6か月～満3歳未満(3歳の誕生日前々日まで)の、保育所・認定こども園・地域型保育事業所・企業主導型保育事業所に在籍していないこどもです。
- ・利用にあたっては、事前に認定手続きが必要です。
- ・詳しくはホームページをご確認ください。



[二次元コード]

URL : https://www.city.yamato.lg.jp/section/ehon_no_machi/purpose/〇/〇〇〇〇43.html

(4) 病児保育

- ・ お子さんが病氣中や病氣の回復期で、当面病状の急変が認められない場合において、保護者が仕事・疾病・その他の理由により、家庭で保育できない場合に利用できます。

実施施設	大和市病児保育室 ほかほか 深見西 8-3-39 (大和市立病院敷地内) 電話 046-263-5115 開園時間：月～金曜日の 8:30～18:30 (土・日・祝、12月29日～1月3日を除く)
	もみの木医院 病児保育室 大和南 2-6-5 電話 046-261-6164 開園時間：月～金曜日の 8:30～18:30 (土・日・祝、12月29日～1月3日、施設の指定する日を除く)
対 象	大和市内又は連携市町村（厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村）に住む、生後 6 ヶ月～小学 6 年生の子ども ※連携市町村以外に在住する方は実施施設へお問い合わせください。
利用方法	①利用を希望する施設へご連絡ください。 ②実施施設へ必要書類をご提出ください。 ※初めて利用する場合は、実施施設に利用方法や必要書類などをご確認ください。 ※病児おむかえサービスは、大和市ファミリーサポートセンター（電話 046-264-5726）で実施しています。
利用料金	1 日 2,000 円（生活保護法による被保護世帯の場合は免除されます）

(5) 地域育児センター

- ・ 保育所で子育ての疑問や悩みを相談できます。

実施施設	大和市内の保育所等
対 象	子育て中の方
活動内容	①園開放（園内や園庭などで遊べます） ②世代間交流 ③子育て相談（電話でのご相談も可能です） ④子育て情報等の提供 ※利用する場合は、事前に利用を希望する施設へご連絡ください。

(6) 送迎ステーション

- ・ 預かり時間の関係で幼稚園を利用できない働く子育て世帯の保育ニーズに対応するため、幼稚園及び認定こども園（以下「幼稚園等」という。）の通園バスを利用した「送迎ステーション事業」を実施しています。
- ・ 本事業は、幼稚園等の教育時間の前後に預かり保育を行うことで、保育所等と同様の保育時間を確保するものです。

対 象	・ 提携幼稚園等に通園して通園バスを利用している児童のうち、次に該当する保護者 （ア）大和市内の幼稚園等に通園（予定の方を含む）している児童の保護者 （イ）大和市内に在住し、市外の幼稚園等に通園（予定の方を含む）している児童の保護者 ※提携幼稚園等の詳細については実施施設へお問い合わせください。		
実施施設	・ 大和市子育て支援施設 きらきらぼし 中央林間 4-12-1 中央林間東急スクエア3階 電話 046-259-6094 利用日：日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）を除く毎日		
	・ 公私連携型子育て支援施設 こどもの城 中央1-5-14 電話 046-204-6165 休業日なし		
利用方法	①実施施設へ直接ご連絡ください。 ②実施施設へ必要書類をご提出ください。		
利用料金	・ 午前7時から午後6時まで	平日と土曜のみ	月額 10,000 円
		日曜祝日も含む場合	月額 14,000 円（こどもの城のみ）
	・ 午後6時から午後8時まで（延長保育） （きらきらぼしは午後7時まで）		月額 4,000 円／1 時間 延長 1 回につき 500 円／1 時間

詳細情報については大和市 WEB ページでもご確認いただけます。

URL : https://www.city.yamato.lg.jp/section/ehon_no_machi/purpose/O/O00012.html



[二次元コード]



25 保育に関する相談窓口（保育コンシェルジュ）について

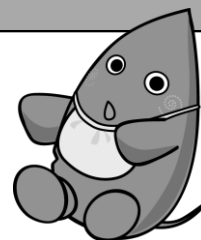
- ・保育コンシェルジュは、お子さんの預け先などの相談をお受けしながら、それぞれのご家庭のニーズにあった保育サービスの情報提供を行う専門の相談員です。

保育コンシェルジュの相談

- ・保育園や幼稚園、一時預かりや送迎ステーション事業などの情報を、ご家庭の希望に応じて提供いたします。
- ・心配や不安な点、疑問点などお気軽にご相談ください。

よくあるご質問・相談

- Q：大和市には、どこに保育園や幼稚園があるの？手続きの方法は？
- Q：まだ仕事をしていないけど、保育園は申し込めるの？
- Q：働いているけど、幼稚園は利用できるの？
- Q：育児休業中だけど、いつから申し込めるの？
- Q：週に数回、自分のペースで働きたいけど、預かってもらえるの？
- Q：家族が病気で看病しなければならないなど、急用のときに預かってもらえるの？
- Q：子どもを預けてリフレッシュしたい、どこかで預かってほしい



こうした相談があれば、ぜひ保育コンシェルジュにご相談ください。

場所・相談日時

- ・次の5カ所で実施しています。1コマ40分になります。遅刻された場合の延長はできません。

ご相談は、最新の実施状況をご確認のうえ、予約サイトから事前予約をお願いいたします。

施設名	場所	最寄駅	相談日	対応時間
①保健福祉センター	2階 ほいく課窓口	鶴間駅 徒歩約5分	月曜日～金曜日 (祝日を除く)	10:00～15:00 (12:00～13:00を除く)
②大和市子育て 支援施設	中央林間東急スクエア 3階 子育て相談室	中央林間駅 徒歩約1分	月曜日～金曜日 (祝日を除く)	10:00～15:00 (12:00～13:00を除く)
③まごころ地域福祉 センター	2階 大和市子育て 支援センター	桜ヶ丘駅 徒歩約10分	※	※
④こどもの城	2階 こども～る大和	大和駅 徒歩約5分	※	※
⑤大和市文化創造 拠点シリウス	3階 屋内こども広場	大和駅 徒歩約3分	※	※

※まごころ地域福祉センターの駐車場利用可能時間は、10:10～15:45です。

※③④⑤の相談日等については、予約サイトでご確認ください。

予約受付（毎月20日頃に翌月の予約受付を開始します）

- ・【予約サイト】 https://www.city.yamato.lg.jp/section/ehon_no_machi/purpose/O/O00013.html

（WEBからのご予約はこちら）

上記のWEBページと二次元コードは保育コンシェルジュのページに移動します。

相談場所ごとに予約サイト（二次元コード）が異なるのでご希望の施設を選択のうえ、ご予約ください。



【二次元コード】

（大和市公式LINEからのご予約はこちら）

友だち追加をし、トーク画面から予約ができます



【二次元コード】

※インターネット環境が無い等の理由で予約サイトを利用できない場合、電話での予約も可能です。

大和市ほいく課利用調整係 046-260-5607

8:30～17:00（12:00～13:00を除く）

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

26 Q&A

(1)	申し込みに関する基本的なこと	P : 34
(2)	申し込みに関するその他のこと	P : 34 ~ P : 35
(3)	申込書の記入方法や必要書類の準備に関すること	P : 35 ~ P : 36
(4)	申し込みをした後に関すること	P : 36
(5)	利用調整に関すること	P : 36 ~ P : 37
(6)	転園に関すること	P : 37
(7)	育児休業等の取得・延長に関すること	P : 38
(8)	育児休業等の復職に関すること	P : 39 ~ P : 40
(9)	低年齢児保育所、地域型保育事業に関すること	P : 40
(10)	利用者負担額（保育料）に関すること	P : 41
(11)	その他	P : 41

(1) 申し込みに関する基本的なこと

Q1	申し込みれば必ず利用できますか？
A1	・保育所等の申し込みは年間を通して所定の期間毎に受け付けしておりますが、ほとんどの施設の1歳児～3歳児クラスが4月当初に定員に達するため、年度途中で利用開始できる事例は多くありません。 ・また、お申し込み数が多いため、申し訳ございませんが、保育所等は大変利用しにくい状況が続いています。そのため、お子さんの預け先を探す場合は、保育所等の申し込みと合わせて認定保育施設、認可外保育施設など、その他の預け先も合わせてご検討ください。
Q2	保育園の定員の数や、空き状況等を確認できますか？
A2	・保育所等の定員数や空き状況等は和利市 WEB サイトから確認できます。詳細は P.10 の 7 申し込み手続きに関する補足 の(4)をご覧ください。
Q3	空きのない保育園にも申し込みますか？
A3	・申し込みはできますが、現在利用されている方が退所するなどして、施設が受入れ可能となるまでお待ちいただくことになります。
Q4	申し込み先のクラス年齢が分かりません。子の現在の年齢のクラスをみればいいですか？
A4	・申し込む先のクラスは、その児童の年度当初（4月1日時点）の満年齢に応じたクラスとなります。 - 例えば、5月3日で満2歳になったお子さんは、その年の4月1日時点では1歳児のため、その年度中は1歳児クラスへの申し込みとなります。（2歳児クラスへの申し込みは翌年の4月以降の申し込みからとなります）
Q5	申し込み前に見学は必要ですか？
A5	・保育所等によって保育内容や延長保育利用料などが異なるため、事前に保育所等に連絡のうえ、できるだけお子さんと一緒に見学してください。
Q6	食物アレルギーがありますが、保育園での給食はどうなりますか？
A6	・食物アレルギーの対応は施設により異なりますので、事前に希望される施設にご確認ください。 ・アレルギーの原因食物の種類やその数によっては、お弁当をご持参いただく場合や、希望・利用できる施設が限られる場合があります。

(2) 申し込みに関するその他のこと

Q1	幼稚園と保育園の申し込みを同時にできますか？（併願できますか？）
A1	・保育所等の申し込みは可能ですが、並行して希望する幼稚園側の申し込みの問題がないかは施設によって条件が異なるため、あらかじめ希望する幼稚園に個別にご確認ください。 ・幼稚園に入所するため、保育所等の申し込みが不要になった場合は、届出が必要です。（P.11の(3)参照） ・なお、保育所等と幼稚園に同時に在籍する二重在籍は一切できません。

(2) 申し込みに関するその他のこと

Q2	兄弟姉妹を同時に申し込みますが、同じ保育園を利用できますか？
A2	・申込書の表面下部にある「兄弟姉妹 2 人以上で申し込む場合」欄で、「同じ保育所等に入所できる場合のみ、この申請児童の入所を希望します。」を選択することで、別々の保育所等になることを避けることができます。 ・同様に申込書の「同じ月に入所できる場合のみ、この申請児童の入所を希望します。」を選択した場合は、兄弟姉妹別の時期に利用開始すること避けることができます。 ・ただし、兄弟姉妹のうち誰かが内定する状況でも、他に内定しない子が一人でもいる場合は、結果的に全員が保留になるため、この欄を 1 つも選択しない場合と比べて、内定しにくくなります。
Q3	利用する予定の子が出生する前に申し込みをすることはできますか？
A3	・出生予定日の 8 週間後時点が利用希望月 1 日より前の日付の場合は出生前の仮申込が行えます。 ・申込期間に仮申込を行い、出生届を提出した後にほいく課で本申込を行ってください。 ・なお、出生した児童が結果的に、希望月の 1 日時点で施設受入年齢に満たなかった場合は申込自体が無効になります。

(3) 申込書の記入方法や必要書類の準備などに関すること

Q1	申込書類のほかに、必要な持ち物がありますか？																																												
A1	・受け付けの際に、申請保護者（届出者）の本人確認と個人番号の確認を行います。以下に該当する書類をお持ち下さい。 ・本人確認書類は 甲種 を優先してご用意ください。甲種に該当する書類が無い場合は、乙種をご用意ください。 本人確認に用いる書類 甲 種 (次の㉔～㉑のうち、いずれか1つの書類が必要です) <table><tr><td>番号</td><td>書類名</td></tr><tr><td>㉔</td><td>マイナンバーカード</td></tr><tr><td>㉕</td><td>運転免許証</td></tr><tr><td>㉖</td><td>運転経歴証明書</td></tr><tr><td>㉗</td><td>旅券</td></tr><tr><td>㉘</td><td>身体障害者手帳</td></tr><tr><td>㉙</td><td>精神障害者保健福祉手帳（顔写真付き）</td></tr><tr><td>㉚</td><td>療育手帳</td></tr><tr><td>㉛</td><td>在留カード※</td></tr><tr><td>㉜</td><td>特別永住者証明書（顔写真付き）</td></tr></table> 乙 種 (次の㉒～㉓のうち、いずれか2つの書類が必要です) <table><tr><td>番号</td><td>書類名</td></tr><tr><td>㉒</td><td>各種健康保険の資格確認書</td></tr><tr><td>㉓</td><td>介護保険被保険者証</td></tr><tr><td>㉔</td><td>健康保険日雇特例被保険者手帳</td></tr><tr><td>㉕</td><td>国民年金手帳</td></tr><tr><td>㉖</td><td>基礎年金番号通知書</td></tr><tr><td>㉗</td><td>児童扶養手当証書</td></tr></table> ※マイナンバーカードの機能が一体化された「特定在留カード」および「特定特別永住者証明書」でも問題ありません。 個人番号の確認に用いる書類 <table><tr><td>番号</td><td>書類名（次のⅠ～Ⅳのうち、いずれか1つの書類が必要です）</td></tr><tr><td>Ⅰ</td><td>マイナンバーカード</td></tr><tr><td>Ⅱ</td><td>通知カード※</td></tr><tr><td>Ⅲ</td><td>個人番号が記載された住民票の写し</td></tr><tr><td>Ⅳ</td><td>住民票記載事項証明書</td></tr></table> ※デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続きが取られている場合に限り、利用可能です。 ※本人確認書類および個人番号確認書類は、申請時点で有効期間内のものに限ります。 ※申請保護者（届出者）の本人確認ができない場合は、書類の提出を受け付けできませんのでご注意ください。	番号	書類名	㉔	マイナンバーカード	㉕	運転免許証	㉖	運転経歴証明書	㉗	旅券	㉘	身体障害者手帳	㉙	精神障害者保健福祉手帳（顔写真付き）	㉚	療育手帳	㉛	在留カード※	㉜	特別永住者証明書（顔写真付き）	番号	書類名	㉒	各種健康保険の資格確認書	㉓	介護保険被保険者証	㉔	健康保険日雇特例被保険者手帳	㉕	国民年金手帳	㉖	基礎年金番号通知書	㉗	児童扶養手当証書	番号	書類名（次のⅠ～Ⅳのうち、 いずれか1つ の書類が必要です）	Ⅰ	マイナンバーカード	Ⅱ	通知カード※	Ⅲ	個人番号が記載された住民票の写し	Ⅳ	住民票記載事項証明書
	番号	書類名																																											
	㉔	マイナンバーカード																																											
	㉕	運転免許証																																											
	㉖	運転経歴証明書																																											
	㉗	旅券																																											
	㉘	身体障害者手帳																																											
	㉙	精神障害者保健福祉手帳（顔写真付き）																																											
	㉚	療育手帳																																											
	㉛	在留カード※																																											
㉜	特別永住者証明書（顔写真付き）																																												
番号	書類名																																												
㉒	各種健康保険の資格確認書																																												
㉓	介護保険被保険者証																																												
㉔	健康保険日雇特例被保険者手帳																																												
㉕	国民年金手帳																																												
㉖	基礎年金番号通知書																																												
㉗	児童扶養手当証書																																												
番号	書類名（次のⅠ～Ⅳのうち、 いずれか1つ の書類が必要です）																																												
Ⅰ	マイナンバーカード																																												
Ⅱ	通知カード※																																												
Ⅲ	個人番号が記載された住民票の写し																																												
Ⅳ	住民票記載事項証明書																																												
Q2	申込書の希望施設名を書く欄には、いくつぐらい施設を書けばいいですか？																																												
A2	・少なくとも1つ以上、8つ以下の施設をご記入ください。（希望施設は入所後に現実的に通うことができる範囲でご記入ください）通常、多くの施設を希望するほど利用調整される機会が増えますが、反対に施設名を少なく記入するほど利用調整される機会が減少します。 記入欄には、あくまでご自身で必要だと判断した施設をご希望ください。なお、記入した施設の数によって利用調整の結果が保証されることは一切ありませんのでご注意ください。 ・内定を辞退した場合、それ以降の利用調整で調整指数が3点減点されます。																																												

(3) 申込書の記入方法や必要書類の準備などに関すること

Q3	兄弟姉妹で申し込む場合、必要書類は人数分必要ですか？
A3	・「子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書」「保育所等利用申込補助票」「保育所等利用申込に関する確認書」は人数分必要です。その他の書類は同時に申し込む場合に限り、原本一部、他はコピーをご用意下さい。 ・また、兄弟姉妹が在園している場合、変更申請等と同時にない限り、別途提出が必要です。
Q4	ひとり親として生活していますが、戸籍上ひとり親になっていない場合は、何か提出する必要がありますか？
A4	・原則として戸籍上ひとり親であることを確認できない場合は、下記のときを除いてふたり親の取り扱いになります。 ※ひとり親としての取り扱いは父母の別居が条件となります。（内縁関係の同居も不可） A：離婚調停中ないし離婚協議中の場合 ➡ 離婚協議中ないし離婚調停中であることが確認できる書類（弁護士や裁判所等が発行したもの）の写しをご提出ください。（離婚協議に係る書類は、相手方に離婚の意思が表明されていることが確認する必要があります） B：外国籍等の理由で日本国の戸籍がない場合 ➡ 各国大使館が発行した独身証明書等をご提出ください。 ※各書類はコピーの提出可。証明書の有効期限は保育所等の利用希望日から半年以内の書類に限る。 ※離婚済として申し込み、実際には戸籍への反映がされていなかった場合は、内定取消となる場合があります。

(4) 申し込みをした後に関すること

Q1	入所を希望する保育園を変更したい場合はどうしたらいいですか？
A1	・入所を希望する保育所等を変更したい場合は、利用希望月の申し込み受付期間中に「希望施設等変更申込書」を提出いただくことで変更できます。 ・書類の提出は窓口、郵送、オンライン申請（P.11）の（2）を参照）で受け付けしております。
Q2	申込後に、申込内容（引越、転職、退職、妊娠が判明等）が変わった場合はどうしたらいいですか？
A2	・申し込みした時に届け出た内容が変わった場合は、速やかに必要な書類とともに「子どものための教育・保育給付等認定変更申請書」に最新の状況を記載してご提出ください。申込締切日に対応した希望月より、変更後の内容で審査を行います。 ・保育所等に内定が決まった際に、申し込み時に届け出た内容に変更が生じていたことが分かり、申請当初よりも指数等が低くなる場合は、内定が取り消しになる可能性がありますのでご注意ください。（例：転職により就労の空白期間が生じた場合、転職により就労時間が減る場合や、退職、産休取得時（申込時に親子健康手帳（母子健康手帳）の写しを未提出の場合））。なお、申込内容に変更があった事実が入所後に判明した場合は、退所となることがあります。 ・変更した事項について書類の提出や連絡がない場合は、内定及び決定を取り消す場合があります。 ・市外に転出された場合、申し込みは取下となります。「子どものための教育・保育給付等認定取消届」をご提出下さい。 ・転出後に引き続き、手続き中の大和市への入所申込を継続する場合は、転出先の自治体で改めて大和市への申し込みの手続きが必要となります。（市外在住の方は申込条件がありますので、詳しくは P.6 をご確認ください）
Q3	就労する予定でしたが、妊娠がわかったため就労できなくなりました。保育園に内定した場合は利用できますか？
A3	・状況によって異なりますので、ほいく課にお問い合わせください。
Q4	申し込みをして保留になりました。申込書類は来月も提出する必要がありますか？
A4	・一度行った申し込みは、翌月以降も継続して審査されます。内定するまではその年度末（3月申込）まで有効となり、入所を継続して希望する場合、同じ内容の申込書類を毎月提出する必要はありません。 ・審査結果の「保育所等利用保留通知書」は申し込みを行った月にしか発送されません。（希望園を変更した月を除く） ・4～8月の間に申し込みをしており、その年の1月1日に大和市民でなかった保護者がいる場合は、9月申込の受付期間に新年度の課税証明書（1月1日時点の在住自治体が発行）のみ、別途提出する必要があります。
Q5	保育園を申し込み中ですが、次年度も利用申込を続ける場合は再度の申込手続きが必要でしょうか？
A5	・次年度も継続して入所を希望される場合は、改めて申込手続きが必要になります。 ・継続手続きが必要な対象者には、手続きが必要な時期（秋頃予定）に、市よりご案内を送付します。なお、期限までに手続きされない場合は、次年度以降の審査ができませんのでご注意ください（在園児の転園申込も同様の取扱）。

(5) 利用調整に関すること

Q1	申し込みは早いほうが有利ですか？
A1	・受付期間のうち、いずれの日にもちに申し込んだかは一切審査には関係しません。 ・原則的に、保護者の状況などから算定した点数が高い児童から順に調整します。 ・例外的に、指数が同点の児童があった場合は、待機期間の長い児童が優先されることがあります。
Q2	近いうちに保護者の就労状況等が大きく変わりそうなのですが、審査は変更前と変更後のどちらでされますか？
A2	・申し込み時の書類と記載内容は、あらかじめ利用希望月時点の状況を届け出ていただきます。そのため、申込時点で発行された就労証明書の記載内容は、その後、利用希望月時点まで同様の内容で継続して就労しているものとみなして審査します。 ・現在の就労状況等から、利用希望月時点までに状況が変わる見込みが既に立っている場合は、変更後の状況に応じた書類をご提出ください。本件に関連して、P.36の(4) - Q&A2 もご確認ください。
Q3	第8希望まで申し込みましたが、どのように調整されますか？
A3	・施設ごとに指数が高い順番に調整します。ただし、同点の場合は、希望順位が高いほうが優先されることがあります。 ・複数施設で内定できる状況になった場合は、その中で最上位に希望している保育所等を内定とします。
Q4	第3希望の保育園に決まりました。その後、第1希望の保育園に空きが出たら転園できるのですか？
A4	・複数の保育所等を申し込み、いずれかの保育所等に決定した場合は、他の保育所等への申し込みの効力はなくなります。入所後に、他の保育所等への転園を希望する場合は、改めて転園の申し込みをしてください。(P.5参照)
Q5	現在、待機中です。申込後に就職しましたが、どうすればよいですか？
A5	・申込後に転職した場合や求職活動から就労状況が変わった場合は、就労証明書を改めてご提出ください。 ・その他に世帯状況が変わった場合など、申し込みした時に届け出た内容に変更が生じた場合も、ほいく課までご連絡ください。必要な書類をご案内します。
Q6	転職する予定ですが、審査上の点数の取り扱いはどうなりますか？
A6	・転職後の就労証明等、必要書類をご提出いただくことで、原則、就労内定として取り扱いします。 ・例外的に、提出した書類によって、転職前と転職後を通して就労している期間に1日の空白も生じないことが確認できた場合のみ、就労が継続されているとみなして就労中と同等に取り扱いします。(次の①と②両方の書類が必要です) ①転職前の就労先の就労証明書：雇用期間の終了日が、転職後の就労先での雇用開始日の前日である必要があります。 ②転職後の就労先の就労証明書：雇用期間の開始日が、転職前の就労先での雇用終了日の翌日である必要があります。 ※なお、育児休業中のお申込み後、復職せずに転職した場合は育児休業等の復職に伴う優先項目の該当にはなりません。

(6) 転園に関すること

Q1	現在、保育園に通っています。他の保育園に転園したいのですが？
A1	・転園の申し込みが必要です。詳しくはP.5をご確認頂き、必要な書類一式をほいく課窓口か郵送にてご提出ください。 ・なお、新たな利用申込と同様の取り扱いになります。
Q2	転園が決まりましたが、事情により元の保育園に戻りたいのですが？
A2	・転園先への内定と同時に元の保育所等で別の利用希望者の内定が決まっているため、戻ることはできません。そのため、転園の申し込みが不要になった場合は、速やかに取下げの手続きを行ってください。
Q3	現在育児休業中ですが、転園申込に関して注意事項はありますか？
A3	・P.39の(8) - Q&A3 をご確認ください。
Q4	転園の申込中に、利用中の保育園を退園した場合、申し込みはどうなりますか？
A4	・在籍中の保育所等を退園した場合（認定こども園の幼稚園部分への移行含む）、申請中の転園申込は取下となります。 ・退所後に、保育所等の利用を希望する場合、改めて新規申込の手続きが必要です。 ・利用調整上の優先項目である待機期間については、改めて新規申込を行った希望月から起算となります。 （例外として、受入年齢が2歳クラスまでの保育所等に在籍中に転所申込をし、卒園直後の4月に3歳クラスからの保育所等を申し込む場合等は待機期間が引き継がれます。）

(7) 育児休業の取得・延長に関すること

Q1	育児休業制度について教えてください
A1	・育児休業制度は、育児・介護休業法に定められた、児童を養育する労働者が法律に基づいて取得できる休業の事です。産後休業期間の終了後、子が1歳に達するまでの期間に取得できるとされています。また、子の1歳到達日において育児休業を取得中の場合に、例外的な措置として、1歳になる時点で保育所等に入所できない等の理由で雇用の継続のために特に必要と認められる場合に限り、1歳6か月まで（再延長で2歳まで）育児休業を延長することができますとされています。 ・育児休業の取得や、延長に必要な具体的な手続き等については、お勤め先にご確認ください。
Q2	育児休業の手続きをしたいのですが、窓口はどこですか？
A2	・育児休業制度は、国の厚生労働省が所管しており、その窓口として公共職業安定所（以下、ハローワーク）が設置されています。育児休業制度はこのハローワークと、お勤め先との間で手続きを進める制度のため、手続きの詳細についてはハローワークないしお勤め先までお問い合わせください。
Q3	利用申込で保留になる方法がありますか？
A3	・利用申込とは、お子さんが保育所等への入所を希望する申込です。申込の結果については、空き状況や、他の申込者の状況、お子さんの健康状態等にもよりますが、確実に内定したり保留になったりする方法はありません。
Q4	育児休業中で保育園の申し込みをしたいのですが、いつ時点の申し込みをしたらいいですか？
A4	・原則的に保育所等利用申込は保育所等への入所を希望する手続きであるため、ご自身が必要だと判断した入所希望月にお申し込みください。なお、育児休業の手続きに関連して、いつ時点の保育園の申し込みが必要なのか等については、お子様の生年月日やお勤め先の取り扱いによって変わるため、お勤め先にお問い合わせください。
Q5	育児休業の手続きのために会社から申込書のコピーの提出を求められました。申込書のコピーが欲しいです。
A5	・書類のコピーは、各自の必要に応じて申込書の提出前に、あらかじめご自身でお取りいただくようお願いいたします。 ・ほいく課で受け付けが完了した書類は、その後、返却やコピーの交付等は一切できなくなるためご注意ください。
Q6	申込書のコピーを取るのを忘れてしまいました
A6	・ほいく課で受け付けが完了した申込書類は、その後、返却やコピーの交付等は一切できなくなるためご注意ください。 ・お申込み済みの書類のコピーを取り忘れた場合は、所管のハローワークやお勤め先にご相談ください。
Q7	育児休業を取得中ですが、保育園を申し込み、内定になったらどうなりますか？
A7	・利用申込の結果に応じて、内定か保留のいずれかの内容の通知を送付しております。内定した場合で、施設に入所するときは、育児休業を終了して復職していただく必要があります。（詳細はP.39～P.40をご覧ください） ・内定したものの、施設への入所を希望されない場合は、内定辞退届を提出していただくことになりますが、内定を辞退しても「申し込みの結果、内定した」という事実が変わりはない為、保留結果の証明等は発行されませんのでご注意ください。
Q8	保育園の空きを確認したら、希望園はどこも空きがありませんでした。申し込みしても、当面復職は難しいでしょうか？
A8	・現時点で空きがない施設への申し込みでも、結果が出るまでの間に急きょ空きが発生したことで、保護者が入所を想定できていないときでも内定することがあります。その場合にも、期日までに育児休業を終了して元の職場へ復職することが必要となります。
Q9	育児休業が終了しますが、保育園の申し込みを忘れていました。受付期限を過ぎた入所月の申し込みはできませんか？
A9	・利用申込についてはあらかじめ申込期間を定めて公平に受付・審査をしております。過去にさかのぼって既に終了している入所希望月の申し込みをすることは一切できません。あらかじめ申込のスケジュールをよくご確認ください。
Q10	過去に申し込みをして保留になった結果の証明書がほしいです
A10	・申し込みをしており、既に審査の結果が保留になっている希望月については、交付申請をして頂くことで保留証明書の発行を行っております。詳しくはP.41をご覧ください。

(8) 育児休業等の復職に関すること

Q1	育児休業等を取得中に保育園に入所が決まった場合、何か手続きはありますか？
A1	・ 保育所等を利用開始した翌月 1 日までに元の職場（派遣社員の場合は同じ派遣会社で同条件の勤務契約の派遣先）へ復職し、2 週間以内に「育児休業等復職証明書」を事業所に証明してもらい、保育園等に提出する必要があります。 ・ 保育所等利用調整基準の〈優先項目〉にある「育児休業等明け」を適用できる方は、育児休業（法定の育児休業制度）や育児休暇（企業独自の育児休暇制度。本ガイドでは育児休業と合わせて「育児休業等」と表記）を取得した事業所に復職される方が対象となります。
Q2	入所が決まった翌月 1 日が土曜日です。復職日は3日の月曜日で問題ないでしょうか？
A2	・ 保育所等を利用開始した翌月 1 日までの復職は、曜日に関係なく 1 日での復職が必要です。 「育児休業等復職証明書」に翌月 1 日付けでの復職の証明をいただけない場合は、保育所等を利用開始した月内での復職を調整いただくようにしてください。保育所等を利用開始した翌月 1 日までの復職が確認できなかった場合、内定取消または退所となることがあります。
Q3	上の子が保育園を利用中に下の子を出産しますが、上の子は保育園を利用し続けられますか？
A3	・ 上の子が施設を利用中に下の子を出産する場合、原則、出産（予定）日の前 6 週※、後 8 週以内は出産の要件で利用できます。（※多胎子等、産前 6 週目の日以前に産前休暇が開始となる場合は当該開始日） - その後、育児休業（法定の育児休業制度）を取得し、上の子が同じ施設の利用を継続する場合に限り、<u>下の子が 1 歳になる年度末までは利用できます。</u>ただし、例えば、下の子が令和 9 年 4 月から保育所等の利用が決定したことにより、同年 5 月 1 日までに復職することとなった場合については、下の子の育児休業に伴う上の子の在園期限は最大で <u>令和 9 年 4 月 30 日まで延長</u> することができます。 ・ また、下の子の誕生日から起算して 8 週間を経過した日の翌日が属する年度で、上の子が <u>3 歳児クラス以上</u> の場合は、<u>再利用が困難なことから、下の子の育児休業のあいだ、上の子は卒園まで利用</u> できます。（卒園前に下の子の育児休業が終了した場合は、在園のための他の要件が必要です）。 ・ 下の子の育児休業中、保護者は自宅にいますが、例外的な取り扱いとなります。 ※万が一、復職ができない、もしくは「育児休業等復職証明書」が提出できない場合、内定取消または退所となることがあります。 ◆例：上の子の利用期間のイメージ◆ （上の子が施設の 1 歳クラスに在籍中、秋に下の子が誕生するケース） 令和 7 年 10 月 10 日 令和 8 年 10 月 10 日 令和 9 年 3 月 31 日 上の子 利用期間 下の子誕生 下の子 1 歳 育児休業中の場合、上の子の原則的な利用期限日(復職しない場合は、この日を期限に退園となります) 例外的に、復職するために下の子の保育所等の利用が令和 9 年 4 月 1 日から決定した場合、同月中に復職するときの上の子の利用期限日は、令和 9 年 4 月末まで一時的に延長可能 期限日までに育児休業から復帰していれば、利用期限日以降(5 月～)も上の子の継続利用が可能
Q4	現在、下の子の育児休業中です。保育園に通っている上の子の転園の申し込みをしたいのですが？
A4	・ 転園申込は利用決定した場合、下の子の状況に関わらず、育児休業等取得中の保護者は<u>その入所月の末日まで</u>に復職する必要があります（転園申込も新たな申し込みの取り扱いであり、その申し込みに対しての利用決定がされることにより、上の子が例外として認められている「育児休業中の継続通所」に該当しなくなるため）。 - なお、下の子も同時に保育所等に入所した場合の復職期限は入所月翌月の 1 日までとなります。 ・ 内定後の辞退は可能ですが、元の園に戻ることはできません(利用中の保育所等は退園になります)。 ※地域型保育事業、低年齢児保育所に在園されている場合は P.40 の (9) - Q&A 1 もご覧ください。

(8) 育児休業等の復職に関すること

Q5	下の子の出産に伴い、自宅保育のために上の子の保育園を退園しました。その後、育児休業等から復職するために保育園を再び申し込む時に加点はありますか。
A5	・再び申し込みをする時の「育児休業等復職時の再利用」は、下の子の育児休業等の取得前に上の子が市内の保育所等を退園していた場合に各々のお子さんに3点が加点されます。退園時および再び申し込みをする際にお申し出ください。 ・加点の有効期限は各々のお子さんが内定するまでとなります。

(9) 低年齢児保育所、地域型保育事業に関すること

Q1	下の子の育児休業を取得中、保育園に通っていた上の子が卒園し、3歳児クラスから新たに他の保育園に入所をする場合、会社へ復職する必要がありますか。(継続して育児休業を取得することはできますか)
A1	・下記の①～②の条件を全て満たす場合、下の子の育児休業を継続したまま上の子を通園させることが可能です。 ① 2歳児クラスの年度末まで利用可能な小規模保育施設・低年齢児保育所を利用しており、2歳児クラスの3月に卒園する。 ② 卒園直後の4月(3歳児クラス)に、認可保育所・認定こども園の申し込みをして大和市で2号認定を受けている、もしくは、幼稚園・認定こども園・認可外保育施設の申し込みをして大和市で新2号認定を受けている。 ・申し込みの利用調整については、提出いただいた就労証明書に基づいて就労中扱いで審査いたします。 ・入所後、継続して利用可能な期間については、下の子が1歳になる年度末までとなります。
Q2	下の子の育児休業を取得中、保育園に通っていた上の子の卒園直後の4月に申し込みをして、保留となりました。5月以降に入所が決まった場合は、会社へ復職する必要がありますか？
A2	・(9) - Q&A1 の①～②を満たした上で、4月に入所できずに、5月以降に新たな園に入所となった場合は、下の子の育児休業を継続したまま上の子を通園させることができます。 ・入所後、継続して利用可能な期間については、下の子が1歳になる年度末までとなります。
Q3	現在、低年齢児保育所(地域型保育事業)に通っていますが、転園の申し込みは不利になりますか？
A3	・卒園前に他の保育所等の利用を希望する場合、年度途中(5月～3月)の申し込みでは、「調整指数」により減点されますが、転入転居が伴う場合や兄弟姉妹が利用する保育所等を希望する場合は、減点の対象となりません。 ・卒園後の4月の利用調整からは、「調整指数」の加点が適用されます。なお、あくまで調整指数による加点であり、保育所等の状況、申込世帯による通常の利用調整が行われます。卒園後の4月の利用が確保されるものではありません。
Q4	連携施設ではない保育園を希望していますが、手続きはどうすればいいですか？
A4	・通常の申込手続きとなります。 P.3～P.4 をご確認いただき、必要書類を揃えて期日までに申し込んでください。
Q5	連携施設の幼稚園を希望していますが、手続きはどうすればいいですか？
A5	・幼稚園を希望される方は、現在在籍する施設に願書の配布等についてお問合せ下さい。(一般の方は、願書の配布が10月中旬、申し込みが11月上旬となっています。詳しい日程は、各幼稚園にお問合せください。)
Q6	年度途中に地域型保育所に入所しましたが、卒園後の入所先として連携施設を希望できるのでしょうか？
A6	・連携枠の対象者は8月1日時点で在籍しており、翌年3月末に2歳児クラス卒園予定であり、翌年4月1日時点で、大和市在住の方です(市外在住の方は連携枠対象外となります。また、連携内定後、翌年4月1日以前に市外へ転出した場合は、保育所の内定が取消となりますのでご注意ください。)
Q7	連携施設に内定したのですが、他の保育園にも入所希望の申し込みをしたいです。
A7	・内定した状態で、他の保育所等に申し込むことはできません。また、原則として連携施設に内定したあとに連携内定を辞退することは出来ないため、あらかじめご注意ください。

(10) 利用者負担額（保育料）に関すること

Q1	公立と私立で保育料は違いますか？
A1	・利用者負担額の違いはありません。ただし、保育料以外の延長保育利用料や給食費などは、異なる場合があります。 ・なお、認定こども園、小規模保育事業所の利用者についての支払先は、各施設となります。
Q2	3歳になった翌月から保育料は無料になりますか？
A2	・保育所等の利用者負担額（保育料）は、年度当初の年齢に応じて決まるため、翌年度3歳児クラスより無料（無償化）になります。（幼稚園・認定こども園（幼稚園機能部分）は3歳の誕生日の前日から無償化、助成の対象となります。） ・ただし、通園送迎費・食材料費（給食費）・行事費等保護者から実費として徴収しているものは対象外です。
Q3	ひとり親家庭の保育料は無料ですか？
A3	・利用者負担額（保育料）は、保護者や同居する祖父母を含めた世帯の市区町村民税所得割額等によって決定しますので、無料とは限りません。
Q4	現在、保育園に通っています。8月分までと9月分以降の保育料の金額が違うのですが？
A4	・4～8月分の利用者負担額（保育料）は前年度分の市区町村民税、9～3月分の利用者負担額は現年度分の市区町村民税を基に決定するため階層が変更することがあります。

(11) その他

Q1	慣れ保育はいつから、どれくらいの期間行いますか？
A1	・利用開始日から2週間程度が多いようですが、お子さんの年齢や保育所等によって異なるため、保育所等とご相談ください。なお、利用開始日より前に慣れ保育を行うことはできません。
Q2	災害時の対応は？
A2	・原則、保育所等で待機しますが、災害の状況により決められた避難場所に移動します。保育所等との連絡は密に行い、できる限り早く迎えに来てください。
Q3	保育園に申し込んで入れなかった証明書（保育所等利用保留証明書）を発行してほしい
A3	・申し込みをしており、既に審査の結果が保留になっている希望月については、交付申請をして頂くことで保育所等利用保留証明書の発行を行っております。 ・育児休業の延長等の手続きに必要な保育所等利用保留証明書は、「保育所等利用保留証明交付申請書」に必要事項を記入のうえ、大和市ほいく課の窓口にご提出ください。 ・原則として、発行は申請書を受理してから1週間程度でご自宅に郵送させていただきます。 ・申請は郵送及びオンラインでも受け付けしております。必要書類等は大和市WEBサイトでご確認ください。 ○保育所等利用保留証明書交付申請についてのページ https://www.city.yamato.lg.jp/section/ehon_no_machi/purpose/〇/〇〇〇〇38.html
Q4	保育園に関する証明書を発行してほしい
A4	・保育料納付証明書、給食費納付証明書、在園証明書などの証明書は、「証明書発行申請書」に必要事項を記入のうえ、大和市ほいく課の窓口で申請することで取得することができます。 ・原則として、発行は申請書を受理してから1週間程度でご自宅に郵送させていただきます。 ・申請は郵送でも受け付けしております。必要書類等は大和市WEBサイトでご確認ください。 ※認定こども園、小規模保育事業施設を利用中の方…在園証明書および利用者負担額（保育料）領収証明書は、各施設で発行致しますので施設に直接お問い合わせ下さい。 ○保育所等の証明書発行申請についてのページ https://www.city.yamato.lg.jp/section/ehon_no_machi/purpose/〇/〇〇〇〇17.html
Q5	就学要件として認定・申込する条件はありますか？
A5	以下に該当する施設に月64時間以上就学することが条件となります。 ・「学校教育法」第1条（学校）、第124条（専門学校）、第134条第1項（各種学校） ・「職業能力開発促進法」第15条の7第3項（公共職業能力開発施設）、第27条第1項（職業能力開発総合学校） ・「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」第4条第2項（認定職業訓練）

27 申込書の記載方法

＜＜申込書の記載例＞＞

第2号様式

子どものための教育・保育給付認定申請書
兼 保育所等利用申込書 ☐新規 ☐継続申込

大和市長 あて

申請年月日

令和 ×× 年 ○○月 △△日

受付者

令和9年度用

(保護者)署名

大和 撫子

・申請児童と保護者の情報を記入

やまと たろう

・申請日と保護者署名を記入

申請児童

ふりがな
氏名

大和 太郎

個人番号

郵便番号

住所

令和7年1月1日の住民票所在地(父)

令和8年1月1日の住民票所在地(父)

・1月1日時点の「住民票所在地」です
現住所と異なる場合がありますので、ご注意ください

申込書の記載方法

*申込書を含めすべての書類記載は鉛筆や
消えるボールペンの使用は不可とします。

・障害者手帳が「有」の場合は手帳の写しを提出
(参考) 特別児童扶養手当…知的、精神または身体に中程度以上の
の障がいをもつ20歳未満の児童の保護者に支給する手当

・申請児童以外の同居する家族
の情報を記入

・申込希望月時点の状況
を記入

・ひとり親の場合、該当
する状況にチェック

・生活保護の受給に該当
する場合はチェック

・希望期間を記入

・希望施設名を記入し、見学済かをチェック
(市外園の場合は()内に自治体名を記入)

・兄弟姉妹2人以上で申込の場合は必要に応じてチェ
ック(いずれもチェックしない申込も可能です)

・希望施設が市外の場合はカッコ内に市町村名を記入し、利用できる条件、締切、必要書類
・見学をしていなくても希望は可能です。(希望施設が市外の場合は、各自治体に確認して)
・保育料以外にも実費等の費用が発生する場合がありますので、金額についてはお問い合わせください。

兄弟姉妹2人以上で
申し込む場合
申し込みをする(している)兄弟姉妹と
☐ 同じ月に入所できる場合のみ、この申請児童の入所を希望します。
☐ 同じ保育所等に入所できる場合のみ、この申請児童の入所を希望します。
※上記の両方を選択しても、1つも選択しなくても構いません。
※兄弟姉妹3人以上で申し込む場合は、条件の確認のため、事前に大和市ほいく課にご相談ください。

保育の希望	保育の必要量	☒ 保育短時間 ☐ 保育標準時間	
	保護者① 続柄(父)	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧	・認定申込をする保育の必要量をいずれかにチェックして、保護者の続柄を記入の上、該当する保育の要件にチェック ※現在、育児休業等を取得中で、保育所等入所にあたり復職する場合は「就労」をチェック
	保護者② 続柄(母)	☐ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障がい ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧	
	※1 低年齢児保育所等を卒園する児童の保護者(原則、卒園直後の4月申込のみチェック可)		

希望する曜日・時間	☒ 月 ☒ 火 ☒ 水 ☒ 木 ☒ 金	9 時 0 0 分 ~ 1 6 時 0 0 分
	☐ 土曜	
	☐ 日曜・祝日(別途休日保育の申し込み可)	

・土曜の利用について、保護者・保護者の配偶者のどちらかが勤務または、希望があつた場合でも施設の受け入れ態勢によっては利用不可
 ・日曜日や祝日、年末(12月29日～31日)の利用については、保護者です。利用する場合は、日曜日や祝日において常態的に保育が必要または、通常通う保育所等において月曜日から金曜日の間で1日は

申込月の前月末時点における申請児童の保育状況 (※()の合計が7日間になるよう記入ください)	☐ 育児休業等・産前産後休暇を取得し家族が保育 ※入所月1日から翌月1日までに復職が必要です。(上記※1の場合を除く) ※申込月の前月末までに復職予定の場合は、前月末時点での保育状況について、ほかの選択肢を選んでください。		続柄: _____ が週() 日保育
	☐ 希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業等の延長も許可できる(※指数-20) ※育児休業等を取得し家族が保育に該当し、利用ガイドを参考の上「育児休業等延長予定」の「-20点」を希望する場合にチェックを		
	☒ 家族・親族が保育 続柄: 母 が週(7) 日保育		・申請児童の現在の状況を合計週 7 日になるよう記入
	☐ 職場で同伴就労 続柄: _____ が週() 日保育		
☐ 次のところに預けている 名称: _____ で週() 日保育			

主な送迎者 ※未成年の兄弟姉妹などは認められません	送り	☐ 父 ☒ 母 ☐ 祖父 ☐ 祖母 ☐ ()	
	迎え	☐ 父 ☒ 母 ☐ 祖父 ☐ 祖母 ☐ ()	
	送迎時の車の使用	☐ 有 ☐ 無	
	送迎者の感染症	☒ 無 ☐ 有	※有の場合、下の欄も記入してください 氏名() 続柄() 病名() 氏名() 続柄() 病名()

転居予定	☒ 無 ☐ 有 転居先() 転居時期(年 月 日ごろ)
------	--

出産予定	☒ 無 ☐ 有 予定日(年 月 日ごろ)
------	--

- 教育・保育施設等利用ガイドの内容を理解した上で申請していること
- 記入内容及び教育・保育給付認定内容について必要に応じて関係施設に情報を提供すること、また、必要に応じて市民等に情報を提供すること
- 申請者、申請児童及び申請児童と同一住所に居住する方等(住民票上世帯分離している方・多世帯住宅居住者・単身赴任等で別居している方を含む)の住民記録や税情報、福祉に係る情報等、施設を利用するにあたって必要な情報について調査すること
- 認定の審査(副食費の助成に関する審査を含む)にあたって、申請者や同居親族の住民基本台帳や市町村民税課税情報等の必要な情報を確認する(個人番号を用いた情報連携を含む)ことや、他の行政機関等に必要な資料の提供・報告を求めることがあること
- 申請に必要な書類を提出しない場合は、教育・保育給付認定や利用調整を行わない場合があり、施設を利用できない場合があること
- 記入内容が事実と相違する場合は、教育・保育給付認定を取消する場合があるほか、内定取消または退所となる場合があること
- 記入内容に変更が生じた場合(退職や転職、就労形態の変更や家庭状況の変化等)、速やかに必要書類を提出すること
- 記入内容について、正当な理由なく書類の提出をしなかった場合、または、虚偽の申請を行った場合は、大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例第6条の規定による10万円以下の過料に処されること
- 保育所等の利用における教育・保育給付認定の通知は利用調整の結果通知と併せて通知を行うこと
- 幼稚園等の利用における教育・保育給付認定の通知は原則、入園までに行うこと
- 保育の必要量は保護者の就労時間・状況等をもとに大和市が決定するため希望と異なる場合があること
- 過誤納金が発生した場合は、口座振替(自動払込)申込口座に返金する場合があること
- 上記の同意事項について、申請児童と同一住所に居住する方等の同意が得られていること
- 申請内容について、他方の親権者に説明して合意が得られている必要があり(合意が得られない正当な理由が認められない限り)親権者間で紛争が生じた場合も市は一切の責任を負わないこと

以上のことに同意のうえ申請します。 (☒ 同意確認)

28 就労証明書の注意点

- 就労証明書など保育を必要とすることが分かる書類は保護者の人数分（保護者が父母の場合、2人分）が必要です。押印は不要です。記載内容の訂正の際は、作成担当者が二重線にて訂正してください。（訂正内容は作成担当者に確認させていただくことがあります）。

大和市長 宛		就労証明書																	
証明日		西暦	20XX 年 10 月 1 日																
事業所名		株式会社 ○×商事																	
代表者名		代表取締役 大和																	
所在地		神奈川県大和市																	
電話番号		046																	
担当者名		ハートン 大和																	
記載者連絡先		046																	
下記の内容を必ず証明してください。 項目3：雇用（予定）期間の無期/有期は必ずどちらかにチェックをしてください。 ※有期雇用の場合は、雇用期間の終了予定日を記入したあと別項目14の（雇用契約の）満了後の更新の有無についても記入が必要です。																			
No.																			
1																			
2	フリガナ	大和 撫子																	
3	雇用（予定）期間等	☐ 無期 ☒ 有期 期間（無期の場合は雇用開始日のみ） 2016 年 1 月 1 日 ~ 2028 年 3 月 31 日																	
4	本人就労先事業所	名称 株式会社 ○×商事 大和支社 住所 大和市中心○丁目×番地																	
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☒ パート・アルバイト ☐ 派遣 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族																	
6	就労時間（固定就労の場合）	月 火 水 木 金 土 日 祝日 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 一月当たりの就労日数 月間 平日 時 分 ~ 土曜 時 分 ~ 日祝 時 分 ~ 合計時間 ☐ 月間 ☒ 週間 40 時間 0 分（うち休憩時間 300 分） 就労日数 ☐ 月間 ☒ 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 9 時 30 分 ~ 17 時 30 分（うち休憩時間 分）																	
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月 2025 年 7 月 年月 2025 年 6 月 18 日/月 120 時間/月 17 日/月 115 時間																	
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日																	
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☒ 取得中 ☐ 取得済み 期間 2025 年 11 月 11 日 ~ 2028 年 月 日																	
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 期間 年 月 日 ~ 年 月 日																	
11	復職（予定）年月日	☒ 復職予定 2028 年 4 月 日 ☐ 取得予定 年 月 日																	
12	育児のための短時間	☐ 取得予定 年 月 日 ~ 年 月 日																	
14	（雇用契約の）満了後の更新の有無	☐ 有 ☒ 有（予定） ☐ 無 ☐ 未定																	
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☒ 可（予定） ☐ 否																	
16	育休延長可否	☒ 可 ☐ 可（予定） ☐ 否																	
17	単身赴任期間（予定含む）	年 月 日 ~ 年 月 日																	
18	備考欄																		
19	保護者記載欄	<table border="1"> <thead> <tr> <th>児童名</th> <th>生年月日</th> <th>施設名</th> <th>☒ 利用中 ☐ 申込中（第一希望）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大和 牡丹</td> <td>2025 年 9 月 16 日</td> <td>大和〇〇保育園</td> <td></td> </tr> <tr> <td>児童名</td> <td>生年月日</td> <td>施設名</td> <td>☐ 利用中 ☐ 申込中（第一希望）</td> </tr> <tr> <td>児童名</td> <td>生年月日</td> <td>施設名</td> <td>☐ 利用中 ☐ 申込中（第一希望）</td> </tr> </tbody> </table>		児童名	生年月日	施設名	☒ 利用中 ☐ 申込中（第一希望）	大和 牡丹	2025 年 9 月 16 日	大和〇〇保育園		児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中（第一希望）	児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中（第一希望）
児童名	生年月日	施設名	☒ 利用中 ☐ 申込中（第一希望）																
大和 牡丹	2025 年 9 月 16 日	大和〇〇保育園																	
児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中（第一希望）																
児童名	生年月日	施設名	☐ 利用中 ☐ 申込中（第一希望）																

**証明日のないものは無効です
ので受け付けできません。**

※利用希望月から6か月以内の証明日のものが有効です。

（例：令和9年4月申込の場合、令和8年10月1日以降の証明日が有効）

項目3：雇用期間について、就労開始予定で就労証明書を市に提出した場合、就労開始後に再度就労証明書を提出して下さい。

※雇用期間の開始日が、証明した日よりも未来の日付になっている証明書は、就労内定として取り扱います。

項目6：就労時間の形態によって、必ず上段か下段のどちらかに就労時間を記入。※就労時間が分からない証明は無効です

項目6上段：固定就労者は上段に記載。

項目6下段：変則就労者は下段に記載。（シフト制等、就労時間帯が定まっていないもの）

項目7：直近の過去3か月分の日数があるかを確認してください。

・就労実績がない月は、今後の見込みの日数を記入

・産後休暇や育児休業等から職場復帰予定の場合は休業取得前に就労した実績を記入

項目9：育児休業等を取得中の場合は、別項目の11・15・16についても併せて記入が必要です。

- 就労証明書は就労を管理する責務を負う雇用主に記載をお願いしております。

全国展開している会社等では本社で一括して就業を管理していない場合もあることから、支社等における代表者が雇用管理を任されており就労を証明できる立場であれば受け付けております。その場合は必ず雇用管理を任されている方の役職等も併記してください。ただし、支社等の雇用管理を任されていることが分かるものとして追加の書類や雇用契約書等により確認させていただく場合もございますので、よろしくお願いいたします。

29 申込書記入及び書類提出上の注意

1	区分	・以下のいずれかにチェックしてください。 新規：初めての申請の場合 継続申込：来年度も継続して利用する場合	
2	保護者署名	・申請を行う保護者が手書きしてください。 ・記入した保護者あてに各通知を行います。 ・保護者名と申請年月日を記入してください。	
3	申請児童	・幼稚園や保育所などを希望する児童を記入してください。 ・『障害者手帳等』の有無は、身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳が発行されている場合や、国民年金の障害基礎年金等の受給者の場合は『有』を選択してください。 ・『特別児童扶養手当』の有無は特別児童扶養手当の支給対象児の場合は『有』を選択してください。	
4	保護者	・『保護者署名』で記入した保護者について記入してください。	
5	申請児童と同一住所に居住する方等	・申請児童を除く、同一住所に居住する方等全員（住民票上世帯分離している方・多世帯住宅居住者・単身赴任等で別居している方）について記入してください。 ・『別居』は申請児童と住民票が分かれている場合、国外の場合は国名、国内の場合は自治体名を記入してください。 ・『職業・学校等』は会社名や学校名などを記入してください。 ・『障害者手帳等』の有無は、身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳が発行されている場合や特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者の場合は『有』を選択してください。	
6	ひとり親世帯であることが確認できる書類	・離婚協議中ないし離婚調停中の場合 ・戸籍がない場合 ※ひとり親は父母の別居が条件となります。（内縁関係の同居も不可） ※離婚協議・調停中等の場合の提出書類は P.36 の Q&A4 をご確認ください ※戸籍がない場合は、各国大使館が発行した独身証明等が必要です。	
7	生活保護	・該当する場合はいずれかを選択してください	
8	保育の希望	・保育の利用を希望する場合は、理由によって提出する書類が異なります	
		就労	【就労証明書】 ※本人や家族が経営する事業所で就労している場合は、開業届(e-Tax の場合は受信通知及び申請データ)・登記事項証明書・登記簿の謄本/抄本・確定申告書(直近年度分)・請負契約書・営業許可書等のいずれかの写しを添付 ※証明日より就労開始（予定）日が後の日付の場合は、就労内定となります。就労内定の場合は、就労開始日以降の証明日の就労証明書の提出が必要になります。
		妊娠・出産	【親子健康手帳（母子健康手帳）の表紙と分娩予定日が分かるページの写し】（多胎子の場合は、複数冊分の写しが必要） ※多胎子を除き、産前6週目より早く産前休暇が開始となる場合は、産前休暇期間記載の就労証明書も必要
		疾病・障がい	【医師の診断書】、【身体障害者手帳】、【精神障害者手帳】、【療育手帳】など
		介護等	【介護または付き添いに関する申立書】及び【医師の診断書】など
		災害復旧など	【災害復旧に従事していることが分かる証明書】
		求職活動	【求職活動に関する申立書】
		就学	【在学証明書】及び【時間割がわかる書類】 （学校教育法第1条、第124条、第134条第1項又は職業能力開発促進法第15条の7第3項、第27条第1項又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第2項に定めるもの）

○問合せ先○

大和市役所 こども部 ほいく課

入所申込や利用に関すること：利用調整係

保育の認定や保育料に関すること：認定管理係

電話：046-260-5607(利用調整係) 046-260-5628(認定管理係)

住所：〒242-8601

大和市鶴間一丁目31番7号 大和市保健福祉センター2階

受付：祝日を除く月曜日から金曜日

8:30~12:00、13:00~17:00

申込書類の様式等のダウンロードは下記 URL、右記二次元コードから可能です



https://www.city.yamato.lg.jp/section/ehon_no_machi/purpose/O/O00007.html